

(第一類 第三号)

衆議院

委員会

議録 第十一号

(三四七)

平成二十一年六月十九日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 山本 幸三君

理事 大前 繁雄君 理事  
理事 塩崎 恭久君 理事  
理事 谷畠 孝君 理事  
理事 細川 律夫君 理事  
理事 赤池 誠章君 理事  
稻田 明美君 理事  
河井 克行君 理事  
篠川 邦君 理事  
杉浦 正健君 理事  
平 將明君 理事  
萩山 教嚴君 理事  
町村 信孝君 理事  
森山 真弓君 理事  
柳本 卓治君 理事  
中井 治君 理事  
山田 正彦君 理事  
保坂 展人君 理事

長勢 甚遠君 同日 辞任  
伊藤 忠彦君  
伊藤 忠彦君  
長勢 甚遠君  
赤池 誠章君  
長勢 甚遠君  
伊藤 忠彦君  
伊藤 忠彦君  
近江屋信広君  
木村 隆秀君  
清水鴻一郎君  
鈴木 騒祐君  
長勢 甚遠君  
早川 忠孝君  
武藤 容治君  
矢野 隆司君  
石関 貴史君  
古本伸一郎君  
神崎 武法君  
滝 実君  
森 英介君  
佐藤 別男君  
早川 忠孝君  
大野恒太郎君  
同(細川律夫君紹介) (第二五六一號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五九九號)  
同(石井郁子君紹介) (第二六〇〇號)  
同(笠井亮君紹介) (第二六〇一號)  
同(穀田恵二君紹介) (第二六〇二號)  
同(佐々木憲昭君紹介) (第二六〇三號)  
同(志位和夫君紹介) (第二六〇四號)  
同(塩川鉄也君紹介) (第二六〇五號)  
同(高橋千鶴子君紹介) (第二六〇六號)  
同(吉井英勝君紹介) (第二六〇七號)  
裁判所の人の物的充実に関する請願(石関貴史君紹介) (第二五七七號)  
史君紹介) (第二五七七號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二六〇八號)

同(石井郁子君紹介) (第二六〇九號)  
同(笠井亮君紹介) (第二六一〇號)  
同(穀田恵二君紹介) (第二六一一號)  
同(佐々木憲昭君紹介) (第二六一二號)  
同(志位和夫君紹介) (第二六一三號)  
同(塩川鉄也君紹介) (第二六一四號)  
同(高橋千鶴子君紹介) (第二六一五號)  
同(谷畠孝君紹介) (第二六一六號)  
同(森山真弓君紹介) (第二六一七號)  
同(吉井英勝君紹介) (第二六一八號)  
同(加藤公一君紹介) (第二五五九號)  
同(細川律夫君紹介) (第二五六〇號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二六一九號)  
具体的な偽装防止要綱を盛り込んだ国籍法改正に関する請願(飯島夕雁君紹介) (第二五九六號)  
同(西村眞悟君紹介) (第二五九七號)  
同(馬渡龍治君紹介) (第二五九八號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六一號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六三號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六四號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六五號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六六號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六七號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六八號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六九號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六一〇號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六一一號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六一二號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六一三號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六一四號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六一五號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六一六號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六一七號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六一八號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六一九號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二〇號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二一號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二二號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二三號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二四號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二五號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二六號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二七號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二八號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二九號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二一〇號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二一一號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二一二號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二一三號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二一四號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二一五號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二一六號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二一七號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二一八號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二一九號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二二〇號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二二一號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二二二號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二二三號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二二四號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二二五號)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第二五六二二六號)

委員の異動

辞任

赤池 誠章君

補欠選任  
鈴木 騒祐君

同(村井宗明君紹介)(第二九二七号)	同(阿部知子君紹介)(第三〇六九号)	五月二十二日
裁判所の人的・物的充実に関する請願(滝寒君紹介)(第二六七一号)	同(内山晃君紹介)(第三〇七〇号)	外国人研修生・技能実習生制度に関する陳情書
同(細川律夫君紹介)(第二六七二号)	同(北神圭朗君紹介)(第三〇七三号)	(東京都千代田区霞が関一の三村越進)(第二七〇号)
同(大口善徳君紹介)(第二六七五号)	同(高井美穂君紹介)(第三〇七四号)	刑事施設業務の外部委託に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の三宮崎誠)(第七一號)
同(神崎武法君紹介)(第二九一〇号)	同(森本哲生君紹介)(第三〇七五号)	裁判員制度見直しに関する請願(阿部知子君紹介)(第三一五号)
法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(大口善徳君紹介)(第二七六一号)	同(大島敦君紹介)(第三一七〇号)	国際人権(自由権)規約委員会の勧告の実施を求めるにに関する陳情書(大阪市北区西天満一の二の五上野勝)(第七二号)
同(加藤公一君紹介)(第二七六六号)	同(長安豊君紹介)(第三一七一号)	フリーピン人一家に対する強制送還の慎重な対応を求めるにに関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の三庭山正一郎)(第七三号)
同(柳本卓治君紹介)(第二七六四号)	同(細野豪志君紹介)(第三一七二号)	裁判員制度見直しに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第三一五号)
取り調べの可視化(取り調べの全過程の録画)の実現に関する請願(仙谷由人君紹介)(第二七六六号)	同(石井郁子君紹介)(第三一六〇号)	選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求めるにに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第三一五号)
具体的な偽装防止要綱を盛り込んだ国籍法改正に関する請願(木挽司君紹介)(第二七六七号)	同(笠井亮君紹介)(第三一六一号)	多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所支部の存置」を求める意見書(東京都清瀬市議会)(第三一三三号)
離婚後の共同親権・両親による共同での養育を実現する法整備に関する請願(太田和美君紹介)	同(小宮山洋子君紹介)(第三一六二号)	所八王子支部の存置」を求める意見書(東京都清瀬市議会)(第三一三三号)
(第二一九八五号)	同(穀田恵二君紹介)(第三一六三号)	「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書(福岡県北九州市議会)(第三一三四号)
法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(保坂展人君紹介)(第二一九八六号)	同(佐々木憲昭君紹介)(第三一六四号)	「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書(岩手県議会)(第三一三三号)
同(山田正彦君紹介)(第二一九八八号)	同(志位和夫君紹介)(第三一六五号)	嫡出推定に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書(福岡県北九州市議会)(第三一三四号)
同(古本伸一郎君紹介)(第三〇六四号)	同(塩川鉄也君紹介)(第三一六六号)	大を求める意見書(福岡県行橋市議会)(第三一三五号)
裁判所の人的・物的充実に関する請願(保坂展人君紹介)(第二一九八七号)	同(高橋千鶴子君紹介)(第三一六七号)	「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書(福岡県北九州市議会)(第三一三四号)
同(山田正彦君紹介)(第二一九八八号)	同(吉井英勝君紹介)(第三一六八号)	大を求める意見書(岩手県議会)(第三一三三号)
同(赤池誠章君紹介)(第三一六九号)	同(塩川鉄也君紹介)(第三一六六号)	「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書(福岡県北九州市議会)(第三一三四号)
取り調べの可視化(取り調べの全過程の録画)の実現に関する請願(山田正彦君紹介)(第二一九八九号)	同(吉井英勝君紹介)(第三一六八号)	大を求める意見書(岩手県議会)(第三一三三号)
同(阿部知子君紹介)(第三一六五号)	同(羽田孜君紹介)(第三一五一号)	大を求める意見書(福岡県北九州市議会)(第三一三三号)
同(杉浦正健君紹介)(第三〇六六号)	登記事項証明書交付申請に係る手数料の引き下げに関する請願(石井郁子君紹介)(第三三四七号)	「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書(福岡県北九州市議会)(第三一三三号)
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(枝野幸男君紹介)(第二九九〇号)	同(笠井亮君紹介)(第三一四八号)	大を求める意見書(岩手県議会)(第三一三三号)
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(山田正彦君紹介)(第二一九九一号)	所八王子支部の存置」を求める意見書(東京都改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書(東京都議会)(第二八六九号)	大を求める意見書(福岡県北九州市議会)(第三一三三号)
同(鉢呂吉雄君紹介)(第二九九二号)	同(吉井英勝君紹介)(第三一四九号)	大を求める意見書(福岡県北九州市議会)(第三一三三号)
同(保坂展人君紹介)(第二九九三号)	同(羽田孜君紹介)(第三一五一号)	大を求める意見書(福岡県北九州市議会)(第三一三三号)
は本委員会に付託された。	本日の会議に付した案件	岐阜地方法務局八幡支局の存続に関する意見書
	政府参考人出頭要求に関する件	(岐阜県郡上市議会)(第三一二九号)
	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五一号)	国籍法改正に関する意見書(東京都中央区議会)

<p>○山本委員長 これより会議を開きます。</p> <p>内閣提出、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。</p> <p>この際、本案に対し、塩崎恭久君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。細川律夫君。</p> <p>出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案に対する修正案</p>
<p>〔本号末尾に掲載〕</p>
<p>○細川委員 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案に対する修正案の趣旨説明をいたしました。</p> <p>ただいま議題となりました修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党の三会派の提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明いたします。</p> <p>第一に、特別永住者については、その歴史的経緯及び我が国への定着性にかんがみ、特段の配慮が必要であることなどを考慮して、特別永住者証明書及び旅券の常時携帯義務とその違反に対する過料の規定を削除することとしております。</p> <p>第二に、民間業者による個人情報のデータベース化に対する対策として、在留カード及び特別永住者証明書の番号はその交付ごとに異なる番号を定めるものとともに、紛失や毀損等の場合以外の場合であつても、在留カードまたは特別永住者証明書の交換を希望するときは、正当な理由がないと認められるときを除き、その再交付を求</p>
<p>めることができる旨の規定を設けることとしており、当該規定により交付を受けるときは、実費を勘査して、政令で定める額の手数料を納付しなければならないこととしております。</p> <p>第三に、所属機関の受け入れの状況についての届け出義務を努力義務に変更しております。</p> <p>第四に、法務大臣は在留管理の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えて、中長期在留者に関する情報を取得し、または保有してはならず、その取り扱いに当たっては個人の権利利益の保護に留意しなければならない旨の規定を設けております。</p> <p>第五に、在留資格の取り消しに関する規定について、次の二項目の修正を行うこととしております。</p> <p>その一は、日本人の配偶者等または永住者の配偶者等の在留資格をもつて在留する者が、配偶者の身分を有する者としての活動を一定期間継続しないで在留している場合の在留資格の取り消しについて、当該期間を三月以上から六月以上に延長するとともに、当該活動をしないことにつき正当な理由がある場合を除外することとし、当該取り消しをしようとする場合には、在留資格の変更の申請または永住許可の申請の機会を与えるよう配慮しなければならないものとすることとしております。</p> <p>その二は、上陸許可の証印または許可を受けて新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印または許可を受けた日から九十日以内に居住地の届け出をしない場合の在留資格の取り消しについて、届け出をしないことにつき正当な理由がある場合を除外することとしております。</p> <p>第六に、団体監理型の技能実習の活動について、団体の責任及び監理のもとに行われる旨を明確化することとしております。</p> <p>第七に、次の四項目から成る検討規定を設けることとしております。</p>
<p>○山本委員長 この際、お諮りいたします。</p> <p>その一は、法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であつて入管法または特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のもののうち、入管法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとしております。</p> <p>その二は、法務大臣は、この法律の円滑な施行を図るため、現に本邦に在留する外国人であつて入管法または特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、在留特別許可の運用の透明性をさらに向上させる等、その出頭を促進するための措置その他の不法滞在者の縮減に向けた措置を講ずることを検討するものとすることとしております。</p> <p>その三は、法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理のあり方を検討するものとすることとしております。</p> <p>その四是、政府は、この法律の施行後三年を目途として、施行の状況を勘査し、必要があると認めることは、新人管法及び新特例法の法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとしております。</p> <p>以上が、修正案の趣旨であります。</p> <p>何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いを申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>○山本委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終りました。</p> <p>○山本委員長 この際、お諮りいたします。</p> <p>本案及び修正案審査のため、本日、政府参考人として法務省刑事局長大野恒太郎君、法務省入出国管理局局長西川克行君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○山本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。</p>

て質問をさせていただきたいと思います。まず、今回の修正案で、特別永住者証明書及び特別永住者に係る旅券の常時携帯義務規定が削除された、これは目に見える形での大きな修正じやないかと私は思うんですが、その削除した趣旨、理由について、自民党的提案者桜井先生から説明を伺いたいと思います。

○桜井委員 おはようございます。

矢野委員にお答えをさせていただきます。

現時点においては、特別永住者について、特別永住者証明書及び旅券の常時携帯義務を課す必要性が完全に否定されているわけではございません。しかしながら、特別永住者については、その歴史的経緯及び我が国における定着性にかんがみ、特段の配慮が必要あります。

また、平成十一年の外登法の改正における金会一致の附帯決議において、特に特別永住者に係る外国人登録証明書の常時携帯義務についての見直しが求められているところございました。

他方、特別永住者証明書の常時携帯義務を削除した場合に、特別永住者への成り済ましの危険性があるとの指摘については、当該外国人の身分関係・在留資格の有無等について迅速に把握する運用を徹底することにより対応することが可能ではないかと考えておるところでございます。

○矢野委員 そこで、この携帯義務規定がなくなっていることで、不法滞在者対策への支障、たゞいま桜井提案者からは、迅速な運用を徹底して防止できる、こういうような御答弁もございましたけれども、要は、この成り済ましについての防止

といふことで、不法滞在者対策への支障、たゞいま桜井提案者からは、迅速な運用を徹底して防止できることについてどう対応するのか、法務当局に伺いたいと思います。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

まず前提としまして、平成十一年の外国人登録法の改正によりまして、特別永住者に係る外国人

登録証明書の常時携帯義務違反は過料とされております。したがって、現在でも当該違反に対しては刑事処分をもつて対応することはできません。次に、特別永住者証明書の常時携帯義務を削除して成り済ますという事案の発生、これについて一応の懸念が生ずるというふうに思われます。しかししながら、特別永住者の我が国における定着性にかんがみますと、特別永住者の成り済まし事案が発生する蓋然性につきましては、一般外国人の成り済ましの蓋然性に比較すれば格段に低いものというふうに想定されまますし、仮に特別永住者の成り済まし事案が発生したいたしましても、その際は、警察等の捜査機関からの照会に対しまして、入管当局において迅速に対応することなどに成り済ましを看破することが可能ではないかというふうに考えられます。

このように、特別永住者証明書の常時携帯義務が削除されるに当たっては、不法対策上、このようないくつかの問題が生じないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○矢野委員 一方で、新たに設けられる在留カード、これについては、やはり現行の外国人登録証明書及び特別永住者に係る旅券の常時携帯義務規定を削除することとしたものでござります。

したがつて、今回の法改正において、特別永住者証明書及び特別永住者に係る旅券の常時携帯義務規定を削除することとしたものでござります。

○矢野委員 そこで、この携帯義務規定がなくなっていることで、不法滞在者対策への支障、たゞいま桜井提案者からは、迅速な運用を徹底して防止できる、こういうような御答弁もございましたけれども、要は、この成り済ましについての防止といふことで、不法滞在者対策への支障、たゞいま桜井提案者からは、迅速な運用を徹底して防止できることについてどう対応するのか、法務当局に伺いたいと思います。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

まず前提としまして、平成十一年の外国人登録法の改正によりまして、特別永住者に係る外国人

一方、在留カード制度は新たな在留管理制度の根幹をなすものであり、不法入国者・不法滞留者が依然として多数存在し、さまざまな問題を生じさせている現状のもとでは、在留カードの常時携帯制度は必要かつ合理的なものであることなどから、在留カードの常時携帯義務規定は維持されなければならないと考えておるところでございます。

○矢野委員 念のためと言つたら大変失礼かもしませんが、この点、常時携帯義務維持の必要性、これについて、入管局長の方から改めて見解を伺いたいと思います。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

提案者が御答弁をされましたとおり、在留カード制度は新たな在留管理制度の根幹をなすものでございまして、不法入国者・不法滞留者が依然として多数存在をしてさまざま問題を生じている現状のもとでは、在留カードの常時携帯制度は必要かつ合理的なものであると考えております。

○矢野委員 お答え申し上げます。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

現に、旅券または外国人登録証明書の携帯義務違反等により刑事案件として検察庁が受理した件数で申し上げますと、合わせて年間一千件以上に上つており、その結果、不法入国等の入管法違反事件の解明につながっております。

仮に、在留カードの常時携帯義務及び義務違反に対する刑事罰が存在しなければ、旅券も在留カードも携帯せず不法滞在者である可能性が高い外国人に、在留資格の有無や身分関係の確認を求める際に当該外国人が逃走した場合等にかかる、外国人を現行犯人逮捕することができなくなり、不法滞在対策上重大な支障が出るおそれがあると考えております。

○矢野委員 次に、この在留カードの常時携帯義務及び義務違反に対する刑事罰は必要であるというふうに

特別永住者は、その歴史的経緯及び我が国における定着性にかんがみ、一般外国人とは異なる特別の配慮が必要とされております。ほかの在留資格をもつて在住する一般外国人と特別永住者は、その配慮の必要性については格段の差異があります。

○矢野委員 そこで、この在留カード番号を券面記載事項として在留カードにおける民間業者などによる在留カード番号をキーとすることによる不当なデータベースの構築についての懸念が示されているところであります。

○矢野委員 民間でそういう不正なハッカートークンの規定を設けることとしております。

○矢野委員 在留カード番号を券面記載事項として在留カードにおける民間業者などによる在留カード番号をキーとすることによる不当なデータベースの構築についての懸念が示されているところであります。

○矢野委員 在留カード番号は在留カードの交付ごとに異なる番号をキーとすることによる不当なデータベースの構築を困難にするために、在留カード番号を定期的に更新する旨の規定を設けることとともに、外国人が在留カードの交換を希望するときに手数料を負担した上で再交付を受けることがあります。

○矢野委員 私はそこまで深く考えてはいなかつたんですけど、そういうデータベースの構築を防ぐためだ、こういう御説明でした。

○矢野委員 私はそこまで深く考えてはいなかつたんですけど、そういうデータベースの構築を防ぐためだ、こういう御説明でした。

○矢野委員 もう一つ、在留カード番号を定期的に更新する旨の規定を設けることとともに、外国人が在留カードの交換を希望するときに手数料を負担した上で再交付を受けることがあります。

○矢野委員 それとも、議員の先生方もそうですが、例えば乗つておられる車のナンバーとかあるいは電話番号なんか、人によつては、すごくいい番号にこだわられる方も結構おられて、民間では、携帯電話の番号なんか、ゼロゼロが下五つとか四つとか並ぶのは良番といつて、高い値段で、やみでと言つたら怒られますですが、インターネットなんかで売買されておるようです。

○矢野委員 こういう一人一人を識別するカードの番号で、たまさかすごく覚えやすい番号が自分に割り振られると、ずっとそれを維持したいなどと思う人も中にはいるんじゃないかな、私はこう思いまして、一々変更されるのの人によつては迷惑というか不都合な場合も出てくるんじゃないかな、私はこう思つて、できれば希望者制にすればよかつたん

じやないかとも私個人では思つんです。

それはさておきまして、入管の局長の方に

二問あわせて伺いたいと思います。

この在留カード番号変更によって、今、桜井提

案者の方からも説明がありましたけれども、例え

ば、逆に、毎回変更することによって外国人の特

定に困難が生じたりはしないのかなということの

質問が一問。それから、番号を変更しても、旧カーダ

ドというんですか、要は古いカードですが、これ

を返納しないままに例えば第三者に売つたり譲つ

たりして、昔のカードが悪用されるような心配と

いうのはないのかどうか。一応伺いたいと思いま

す。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

まず一つ目の、在留カード番号を変更すること

によって外国人の特定に困難が生じないかとい

質問でございました。

入管局で、もちろんこれはデータベースに入れ

て、コンピューターシステムの中に入れるとい

うことになりますが、この在留カードの変更とい

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

返納義務違反がかかるておりますので、実際返

して、故意に返さないという場合には

そのままのデータを呼び出すことが可能であ

るというシステムにしようと思っていますので、

特定の問題については、ないというふうに考

えております。

次に、在留カードを変更する際に、旧在留カーダ

ドを返納することなく第三者に譲渡するなどして

悪用されることはないのか、こういう御質問で

あつたというふうに思われます。直ちにもとの在留カードを返納しなければなりません。返納義務違反に対しては罰則が科せられますが、それから、その在留カードを第三者に提供するというような行為についても罰則が科せられますが、それ悪用事案についてはこの適用で的確な対処ができると考えておりますし、さら

に、運用上でございますけれども、新たな在留カーダ

ドを交付する際には旧在留カードを確實に返納し

てもらうということを励行することによりまし

て、御指摘のように、旧在留カードの悪用事案が

生じないようにしてまいりたいというふうに考え

ております。

をお願いしたいと思います。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

まず、外国人の所属機関に必要な情報を届け出

ていただくことは、これを外国人が届け出した情報

と照合して分析することによって、その正確性を

確保し、公正な在留管理を行うという観点から重

要であるというふうに考えております。

しかし、改正原案も、届け出義務となつておりますが、これは違反に対する罰則を設けていると

いうことではございませんで、基本的には関係者の自発的協力による要素が大きいというふうに考

えております。

外国人の所属機関からは現在も必要な場合は必

要な情報を届け出てもらうよう協力をいただいて

いるところですが、入管当局といたしましては、

今後も所属機関の御理解を得て協力をいただき、

情報の正確性の確保に努めていきたいというふう

に考えております。

なお、必要がある場合には、改正入管法の第十

九条の十九に規定する事実の調査ということがで

きますので、その事実の調査の権限行使するこ

とも可能になります。このような調査権も使用し

て、情報の正確性の確保に遺漏のないように努め

てまいりたいというふうに考えております。

○矢野委員 次に、在留資格の取り消し関係に質

問を移したいと思います。

配偶者の身分関係、これの在留資格取り消し規

定を修正されておられますか、その趣旨について

提案者の桜井先生の方から御説明をいただきたい

と思います。

○桜井委員 配偶者の身分を有する者としての活

動を継続して三ヵ月以上行わない場合に在留資格

の取り消しを求める規定については、配偶者から

その法条にあつた所属機関届け出義務というも

のを努力義務に緩和しておるというふうに理解を

しておりますが、この修正によつて在留管理に必

要な情報がきちんと把握できるのかな、実務上の支障はないのかな、こう思つたりもいたします。

そこで、入管局長にこの点の懸念について答弁

を終了させ、外国人の在留資格は取り消さない旨

答弁しておりましたが、これら答弁の趣旨を明らかにするために修正を加えたものでございます。

○矢野委員 三ヵ月を六ヵ月とか、そういう修正

だということですが、では、いわゆる偽装結婚の

ないのかどうか、この点を法務省に聞きたいと思

います。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

配偶者の身分を有する者としての活動を行つて

いない者の在留資格の取り消し規定につきまして

は、いわゆる偽装結婚のよう、在留資格の取得を

取り締まりとか摘発というものに対しての支障は

あります。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

新たな在留管理制度においては、法務大臣が在

留管理に必要な情報を継続的に把握する制度が構

築されることになりますし、在留資格取り消し手

続におきまして、当該外国人の意見を聴取するこ

とにあり、関係者への質問や文書の要求、公務所

または公私の団体への照会等の事実の調査をする

ことができますので、これらの権限を適切に行使

することによって、事実関係をきちんと把握して、

偽装婚の事案について対応をしていくことができ

るというふうに考えておりますので、例えば活動

を停止した期間が三ヵ月から六ヵ月に延びるとい

うことによって、特段の支障は生じないというふう

に考えております。

○矢野委員 次に、附則の関係について伺いたい

と思います。

今回の改正を含めて、新たな在留管理制度の円

滑な運営、施行の実現といったもののためには、

不法滞在者、わけて今現在外国人登録証を持持

している不法滞在者の大幅縮減が必要ではないかと

思います。はつきり申し上げて、不法滞在者はそ

の母国に帰つてもらうということが大原則ではな

いかと私は思いますし、安易な在留特別許可の運

用、乱発は決して適切ではないと思います。

しかしながら、他方で、入管法の第五十条ではこの在留特別許可という措置が明記されている、こうなことがあります。ここは、この許可の運用の透明性、これをさらに向上させること自体が望ましいんじやないか。この委員会でもこの点については幾人かの委員の方々からも指摘があつたと思いますけれども、要は在留特別許可の運用の透明性、これについて、附則の規定について、自民党の提案者からその趣旨を説明いただきたいと思います。

○桜井委員 いわゆる不法滞在者の数は、本年一月一日現在で約十三萬人と、依然として多数存在しております。

一方、今後は不法滞在者については在留カードは交付されないことなどから、仮に多数の不法滞在者が存在する状況のまま法律の施行に至ることになれば、混乱が予想されます。新たな在留管理制度の円滑な導入に支障を来すことが懸念されています。したがって、新たな在留管理制度の円滑な導入を実現するためにも、不法滞在者、その中でも特に外登証を所持している不法滞在者の数を極力減少させることが重要であると考えております。

そのためには不法滞在者の効率的な摘発を継続して行っていかなければなりませんが、一方で、不法滞在者に自発的出頭を促すことも必要であると考えております。

不法滞在者の自発的な出頭を促す観点からは、委員御指摘のとおり、いわゆる在留特別許可の透明性をさらに向上させることが必要ありますので、この附則の規定を設けたものでございます。

○矢野委員 今の修正案提案者の答弁を受けて、では、具体的にどのような措置がとり得るのか、法務当局に伺いたいと思います。

○西川政府参考人 今、提案者が答弁をされたところおり、我が国に不法残留ないし不法入国したいわゆる不法滞在者、本年一月一日現在で、不法残留者は約十一万人いる、それから不法入国者については、事の性質上はつきりはしませんが、やはり

二万人程度で、合計十三万人程度存在しているということでござります。

新たな在留管理制度の円滑な導入の実現のためには、法律の施行までにこの不法滞在者の数を極力減少させるということが極めて重要なといたうふうに考えております。

一方で、摘発でございますけれども、効率的な摘発を実施する必要があるということでござります。近時、不法滞在者の小口化、分散化が顕著であつて、事業も巧妙化しているところであります。が、一般の方からの情報提供を有効に活用するなど、効率的な摘発を一方では行つてまいりたいというふうに考えております。

一方、不法滞在者に自発的な出頭を促すということの必要性につきましては、新たな制度の周知活動を行い、また、現に外国人登録をしている不法滞在者については、関係省庁とも協力するなどして、不法滞在者に自発的な出頭を促し、個々の事案に応じて在留特別許可を認めるものは認めるということも必要であると考えております。

でも、個々の事案ごとに諸般の事情を総合的に勘案し、その許否の判断を行つてまいりましたが、その透明性を確保することが不法滞在者の自発的な出頭を促す観点からも重要であるというふうに認識しております、このような観点から、在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかつた事例のさらなる公表を行うとともに、既に公表済みの在留特別許可に係るガイドラインの内容についても見直しの検討をしたいというふうに考えております。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。  
委員御指摘のとおり、不法滞在者の摘発に当たりましては、民間からの情報提供、これが極めて重要でございます。報償金制度、これも情報提供を促すための一つの大きな武器になり得るという点でございますので、今後さらに活用することを考えてまいりたいというふうに思つております。

○矢野委員 それでは、最後に大臣に端的にお尋ねを申し上げたいと存じます。

この法案の審議に先立ちまして、森大臣は特別永住者の代表者の方々とも面談をされて、いろいろと理解を深めておられたのではないかと私は推察しておりますが、そこで、今回の修正案の附則、検討規定では、永住者のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの理解を深めておられたのではないかと私は推察しておりますが、そこで、今回の修正案の附則、検討規定では、永住者のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの規定が書き込まれております。

しかし、我が国に長期間在留しておられる永住者といえども、まさに歴史的な経緯や我が国への定着性、こういう点で、特別永住者の方々と全く同じ扱いをすることはなかなか難しいんじやないかなと私は思つたりもいたしますし、参考人質疑の中でもそのような意見の陳述があつたと記憶しております。

○矢野委員 時間が参りましたので、質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○山本委員長 次に、神崎武法君。

○神崎委員 このたび三会派によりまして修正合意ができましたけれども、これは高く評価をいたしたいと思います。

○矢野委員 時間が参りましたので、質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○山本委員長 次に、神崎武法君。

○神崎委員 このたび三会派によりまして修正合意ができましたけれども、これは高く評価をいたしたいと思います。

修正案を中心質問をいたします。

そこで、改めてといいますか、今さらとなるかもわかりませんが、特別永住者と永住者の違いとは一体何なのか、そして、この附則を受けて今後どのような点を検討されるのか、現段階で大臣の御見解、御答弁を賜りたいと思います。

○森國務大臣 まず、特別永住者と一般永住者の取り扱いの差異についてですが、例えば、在留の

場合においては、在留カードの有効期間の更新方法、常時携帯義務や罰則の内容、再入国許可の有効期間や再入国許可を受けたものとみなせる期間の長短、退去強制の場面においては、退去強制事由の限定の有無の点において違つてあります。さ

らに、上陸審査の場面においても、上陸拒否事由の限定の有無の点において違つてあります。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、不法滞在者の摘発に当たりましては、民間からの情報提供、これが極めて重要でございます。報償金制度、これも情報提供を促すための一つの大きな武器になり得るということでございますので、今後さらに活用することを考えてまいりたいというふうに思つております。

○矢野委員 それでは、最後に大臣に端的にお尋ねを申し上げたいと存じます。

この法案の審議に先立ちまして、森大臣は特別永住者の代表者の方々とも面談をされて、いろいろと理解を深めておられたのではないかと私は推察しておりますが、そこで、今回の修正案の附則、検討規定では、永住者のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの規定が書き込まれております。

ただ、一般永住者の中にも、我が国に長期間在留しているなど、我が国への定着性が高い方々もおられるることも一方で事実でありたいと考えております。

強い定着性があるという点があり、この点そのほとんどが新たに来日した外国人、いわゆるニューカマーである一般永住者とは、その歴史的経緯や本人の意思に全く関係なく日本の国籍を離脱申します。それでもなく、日本国との平和条約の発効によって、終戦前から引き続き日本に在留している方々であつて、我が国に対する該当性の審査の要否を考えてまいりたいと思います。

このように、特別永住者に対し、他の外国人とは異なるさまざまな配慮がなされている理由は、申しますでもなく、日本国との平和条約の発効によって、終戦前から引き続き日本に在留している方々であることから、その在留管理制度のあり方を今後検討するものとするとの規定が書き込まれております。

提出者に改めてこの修正の趣旨をお伺いしたいと思います。

○大口委員 お答えをさせていただきます。

神崎委員もこの問題に熱心に取り組まれて、こうした二月、森法務大臣に要望をされたわけでござりますけれども、特別永住者につきましては、御案内のように、一九五二年、サンフランシスコ講和条約で国籍を離脱された方、そのまた子孫であります。そういう歴史的な経緯、それから、今や四世、五世もいらっしゃる、日本に生まれ、育つた方であるということで、定着性もあります。そういう特別の配慮が必要であるとあります。

このことで、平成十一年、外登法の改正のとき、

永住者証明書がなくなりまして特別永住者証明書になるわけでございますが、その当

時、外国人登録証明書の常時携帯義務の必要性、合理性について十分な検証を行い、同制度の抜本的な見直しを検討すること、とりわけ特別永住者に対することは、その歴史的経緯が十分考慮されなければならない、衆参で、立法府の意思として、特に特別永住者については配慮をすべき、こういうことでもあつたわけでございます。

そういうことで、十年前に刑事罰から行政罰、過料になつたわけですが、これについて、この適用が実際になされていない、弾力的運用でもあつた、また成り済ましの危険性も格段に低い、ほとんどない、こういうこともありますので、今回、この特別永住者への配慮の必要性また附帯決議の趣旨を踏まえて、改めて特別永住者証明書の携帯義務の要否について真摯に検討を行つた結果、この審議の中あるいは修正協議の中で検討を行つた結果、常時携帯義務の規定を削除することとしたものでございます。

○神崎委員 次に、在留カード番号関係についてお尋ねをいたします。

プライバシー保護の観点から、在留カード番号

を記載事項から削除すべし、こういう意見も当委員会での議論の中であつたわけでありますけれども、在留カード番号を券面に記載する必要性、こ

れにつきまして提案者にお伺いいたしたいと思ひます。

○大口委員 お答えをいたします。

も、在留カード番号を券面に記載する必要性、これにつきまして提案者にお伺いいたしたいと思ひます。

一日とする例もあります。国籍、氏名、生年月日等の身分事項だけでは個人の識別に支障が生ずる可能性が高く、何らかの番号を使用して個人の識別を行う必要があります。

また、法務省では、現在、外国人による届け出先の一部が市町村から地方入国管理局になることに対しても、外国人の利便性についていろいろと配慮しております。郵送でありますとかインターネットを利用した届け出を検討しているところでございます。

在留カードの番号を在留カードの券面記載事項から除外した場合、郵送やインターネットを利用した各種の届け出において個人の識別に困難を生ずることになります。このような支障を避ける必要もあることから、在留カードの番号については券面記載事項にすることが不可欠である、こう考えております。

○神崎委員 再交付されます在留カードにつきましては、従前と同一のカード番号を付さない、外

国人が希望する場合には、実費相当の手数料を負担の上、新たな番号のカードの交付を求めることができるという規定を設けることになりましたけれども、これらの規定を設けることによる不当なデメリットの構築を防ぐことはできるのか、提案者にお伺いをしたいと思います。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

手数料につきましては、いわゆる生カード代等の材料費と、それから発行に要する人件費等の積算により決定されるということになろうと思います。

現時点における材料費等の状況によりますと、おおむね二千円程度を見込んでおりますけれども、今後、具体的に積算作業を進めることにいたしました。

あれば、十九条の十三で再交付もできる、こういうことで、在留カード番号というものを変更する制度を盛り込ませていただきました。

個人識別番号をキーとした個人情報データベー

スの作成には、さまざまな情報を少しずつ収集する必要性があることから、一定の期間必要であると思われます。したがつて、これらの在留カード番号が変更される制度を採用することによりまして、在留カード番号をキーとした情報の集積が困

難となり、個人のデータベースの構築を防ぐ効果がある、こういうふうに考えております。

○神崎委員 在留カードの交換を希望する者がみずから手数料を負担しなければならない、こういうことにしていますね、在留カード番号の交付ですね。これは「一体どういう理由でそういうふうにしたのか、提案者に伺いたいと思います。

○大口委員 六十七条の二にそれがあるわけでございますけれども、これは、外国人側の都合、希望による在留カードの交換については、その費用を行政側の負担にする理由がなく、受益者たる外国人本人に負担を求めることが相当である、受益者負担という考え方でございます。

なお、現行法においても、例えば外国人が就労資格証明書等の交付を受けるときには、実費を勘案して手数料を納付しなければならない旨の規定が置かれております。

○神崎委員 法務当局にお伺いしたいと思いますけれども、手数料は幾らぐらいになるのか、大体の予定、見通しについてお伺いをしたいと思いま

す。

○神崎委員 これは当然のことでございますので、今般、法

務大臣が外国人の在留情報を継続的に把握する制度を構築するに当たり、情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に対する十分な配慮が必要であるということを明確にすること、修正案にあるような規定を置くことにしたわけでござります。

○西川政府参考人 お尋ねをいたします。

配偶者の身分を有する者としての活動を継続して三ヶ月以上行わない場合には在留資格の取り消しを認める規定につきまして、取り消しをしようとする場合には、在留資格の変更の申請の機会を与えるよう配慮しなければならない旨の規定を設けた上、当該活動を行わないことに正当な理由がある場合を除外すること、それから、三ヶ月を六

ヶ月に修正をいたしたところでございます。

まずお伺いしたいのは、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して行わないことにつき正當な理由がある場合、これはどのような場合を指

報を取得、保有してはならず、情報の取り扱いに当たっては個人の権利利益の保護に留意しなけれ

ばならない旨の規定を置くことになつております。そこには、「行政機関の第一項であります。そこには、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」。こういう規定もあるわけであ

が、この規定を置いた趣旨について、提案者にお伺いをいたしたいと思います。

○大口委員 行政機関の保有する個人情報の保護

に関する法律というものがございます。これは八条の第一項であります。そこには、「行政機関の

目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提

供してはならない」。こういう規定もあるわけであ

りますけれども、今回、新たな在留管理制度にお

いて、やはり、法務大臣が外国人本人や所属機関

からの届け出等により取得する情報は、在留管理のために必要な最小限の範囲に限定をする、そし

て、当該外国人に係る個人情報の利用や提供につ

いて、やはり、法務大臣が外国人本人や所属機関

からの届け出等により取得する情報は、在留管理

のために必要な最小限の範囲に限定をする、そし

て、当該外国人に係る個人情報の利用や提供につ

いて、やはり、法務大臣が外国人本人や所属機関

からの届け出等により取得する情報は、在留管理

のために必要な最小限の範囲に限定をする、そし

て、当該外国人に係る個人情報の利用や提供につ

いて、やはり、法務大臣が外国人本人や所属機関

からの届け出等により取得する情報は、在留管理

のために必要な最小限の範囲に限定をする、そし

て、当該外国人に係る個人情報の利用や提供につ

いて、やはり、法務大臣が外国人本人や所属機関

からの届け出等により取得する情報は、在留管理

のために必要な最小限の範囲に限定をする、そし

て、当該外国人に係る個人情報の利用や提供につ

すのか、提案者に伺いたいと思います。  
○大口委員 これは二十二条の四の一項の七号でござりますけれども、ここに、「(当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。)」こういう規定になつております。

活動はしていないのに在留していることにつき正当な理由がある場合ということは、例えば、日本国籍を有する子供の親権を争つて離婚の協議中であるとか、あるいは調停中でありますとか、こういう場合などは、活動を行わずに在留を継続していることにつき正当な理由があり、在留資格の取り消しをすべきでない場合と考えられるわけでございます。

このような者については、在留資格取り消し手続における意見聴取の際にそうした事情が判明すれば、在留資格の取り消しはしないこととなります。が、このような趣旨を明らかにするため、配偶者の身分を有する者としての活動を取り消しをすべきでない場合を除外することを明文をもつて定めたところでございます。

○神崎委員 正当な理由があるのかどうか、この点について、どのようなメルクマールというんですか、どういう基準で判断をされるのか、法務当局にお伺いをいたします。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。  
 正当な理由の有無というのは、当該事案に即しまして正確に事実関係を把握するということになりますが、まず婚姻の実態を含む在留の状況や当該活動を行わない状態に至った経緯や原因等を個々的に正確に把握しまして、総合的に決めていくということにならうというふうに思いました。

その適切な判断のためには、正当な理由の有無について、当該外国人に認められる事情を正確に把握する必要があると考えられます。が、在留資格を取り消し手続をおきましては、当該外国人の意見を聽取することになりますし、関係者への質問や文書の要求、公務所または公私両用の団体への照会等の事実の調査をすることができますので、これら

手続を通じて事実関係を正確に把握した上、正當な理由の有無について適切に判断してまいりたいというふうに考えております。  
○大口委員 三ヶ月を六ヶ月に修正をいたしておりますけれども、その趣旨を提案者にお伺いいたします。

○大口委員 活動を行わない期間とということでおぞいますが、いわゆる就労資格等で在留する場合については、三ヶ月以上継続して活動を行わない場合が取り消し事由となります。

ただ、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して行わない期間とということにつきましては、これは就労者資格での在留の方よりも一般的には日本社会とのつながりが深いということでございまして、まだ、完全に婚姻関係が破綻したのがありますし、また、完全に婚姻関係が破綻したのがあるいは修復の可能性があるのかということですが、やはり慎重に見きわめる必要がござります。そこで、三ヶ月というのは短いのかな、六ヶ月にした理由でございます。

○神崎委員 修正案におきまして、在留資格の変更の申請の機会を与えるよう配慮しなければならない旨の規定を設けることといたしておりますけれども、その趣旨、あえてこういう規定を設けた趣旨について提案者にお伺いをいたします。

○大口委員 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して行っていない場合に、例えば配偶者が見込まれる場合があります。

申請があれば定住者等の在留資格への変更の許可が見込まれる場合があります。  
 在留資格取り消し手続における意見聴取の際には、外国人に対して、在留資格変更申請を行う意に、外国人に対して、在留資格変更申請を行なう意思があるか否かを確認し、在留資格取り消し手続を終了させ、外国人の在留資格は取り消さないことが相当である場合には、在留資格変更の申請が見込まれる場合があります。

○大口委員 次に、附則についてお伺いをいたします。  
 附則の中に、仮放免されてから一定期間経過した者の情報を市区町村等に通知する、こういう規定を設けておりますけれども、その趣旨につきましては、正規に在留するものでない者の記録といふことになると考えております。

○神崎委員 第六十条一項にこの規定を設けたわけですが、現在、外国人登録を利用する

○神崎委員 法務当局にお伺いいたしますけれども、在留資格の変更の申請が認められる場合としては、どのような場合が考えられるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。  
 まず、典型的な例として挙げられますのが、いわゆるDV被害者が日本国籍を有する実子を監護養育しているような場合、このような場合についてお尋ねをいたします。

○大口委員 DV被害者が加害者に所在を知られないようにするため住居地の変更を届け出なかつた、こういう場合はどのような手続を踏むことになるのか、法務当局にお尋ねをいたします。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。  
 DV被害者が加害者に所在を知れないようになりますが、法務当局にお尋ねをいたします。

○神崎委員 DV被害者が加害者に所在を知られないと、法務当局にお尋ねをいたします。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。  
 まず、仮放免された者の通知について、具体的にどのようないいことになりますが、個人情報の保護にも配慮しつつ検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

そこで、法務大臣において、仮放免されてから一定の期間を経過したものについて、施行日以後においてもなお行政上の便益を受けられるようになるとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について、行政サービスは仮放免された者にも提供されますが、この改正法施行後もなおこれらの方が児童に対する予防接種、これは案内、そして教育、これは就学案内等、そして人道等の観点から行政上の便益を受けられるようになるためには、例えば予防接種の案内の発送等、市町村における外因人の居住実態を把握する必要がある場面があります。

○神崎委員 法務当局にお伺いいたします。  
 まず、仮放免された者には現在も仮放免許可証が交付されて、これに本人の身分事項や指定住居が記載されていますので、基本的にはその外居人が仮放免許可証を市町村に持参することによって身分事項や居住状況の証明を行なうことは可能であるというふうに思いますが、いざれにいたしましてしかしながら、現在の外国人登録がなくなりますので、正規に在留するものでない者の記録といふ意味で御懸念が生じているということであろうと、うふうに思いますが、いざれにいたしましては、これらの外国人が受け得ることのできる行政上の便益に支障を生じさせることのないよう、どのような行政サービスにおいて法務省からの通知が必要になるかを考慮するとともに、個人情報保護という観点も必要でございますので、この観点も留意しつつ、通知を行う場面や方法について検討を進めてまいりたいというふうに考えておりま

体についてお伺いをいたします。

す。

○神崎委員 修正案を離れまして、今回の改正全体についてお伺いをいたします。  
まず、難民受け入れの拡大についてでございま  
すけれども、一時減少した世界の難民、国内避難  
民数が、国連の統計では大幅に増加し、現在総数  
では四千二百万人に達していると言われております。UNHCRのグテーレス高等弁務官は、複合  
的な地球規模の課題に直面しているとして、新た  
な地域紛争の発生、統治における不安要因、気候  
変動がもたらす環境破壊、資源、食料不足が引き  
起こす価格高騰などを挙げているところでござい  
ます。

難民支援策としては、出身国への自発的帰還、  
庇護国への定着、第三国定住などが挙げられてお  
りますけれども、我が国におきましても、一〇〇  
四年に難民認定法が改正されまして、難民申請者は、  
二〇〇六年には九百五十四人、二〇〇七年には  
八百十六人と急激にふえております。しかしながら、難民認定数は年間四十人前後で極めて少な  
いのが実情であります。

政府は、紛争や政治的弾圧で祖国を追われ、周  
辺の難民キャンプで暮らす難民を恒常的に受け入れる第三国定住制度の導入を決め、昨年末に閣議  
了解となつております。日本のこの新たな挑戦に  
対し、国連初め各国は高く評価をしているところ  
でございますけれども、タイの難民キャンプから  
三十人程度のミャンマー難民をバイロットケース  
として平成二十二年度から三年間の試行で受け入れ  
ることでありますけれども、この受け入れ  
準備等の進捗状況はどのようになつてあるか、  
まずお尋ねをしたい。

また、第三国定住による難民受け入れはアジア  
で初めてで、日本は地域のモデルになると国連は  
歓迎をいたしておりますけれども、人権大国日本  
になるためにも、年に三十人、三年間で九十人と  
いう受け入れ数は余りにも少ないとと思います。試  
行後の生活実態を調査した上で正式導入に進む計  
画と言われておりますけれども、ぜひとも受け入  
れ数を大幅に拡大し、難民対策をもつと積極的に  
進めるべきだと考えますけれども、法務大臣のお考  
えを伺いたいと思います。

○森國務大臣 第三国定住による難民の受け入れ  
に関するパイロットケースの実施につきまして  
は、ただいま神崎委員が言及されましたとおり、  
昨年十二月の閣議了解において政府としての対処  
方針が定められました。また、難民対策連絡調整  
会議において、具体的な実施方法及び第三国定住  
難民に対する定住支援策について定められたとこ  
ろでございます。

これを踏まえて、平成二十一年度中に、まずタ  
イの難民キャンプにおいて受け入れる難民の選考  
作業を実施すべく、関係省庁により選考方法及び  
手続等について着実に検討を行つてあるところで  
ございます。選考に係る具体的な基準等について  
も近々定めることとなります。

確かに、「三十人という数でございますけれども、  
全体からすると本当に琵琶湖の水をひしゃくでか  
き出すようなもので、まさにに少ない」というのも  
事実でございますけれども、今回の第三国定住に  
よる難民受け入れはあくまでもパイロットケース  
として実施するものであつて、当時は十分把握可  
能な範囲で受け入れ、適切な定住支援を実現する  
ために、三十人という少人数から開始することと  
いたしたものでございます。

こうしたパイロットケースでの受け入れを実  
施した後、さまざまな角度から課題の検証等を行つ  
た上で、受け入れ人数拡大の適否を含め、定住支  
援のあり方等につき、政府全体としてさらなる検  
討を行つてまいりたいと存じます。今後とも、他  
の関係省庁とも連携し、第三国定住難民の積極的  
な受け入れに貢献してまいりたいと考えております。

○神崎委員 難民認定の審査期間は平均二年とい  
うふうに言われております。我が国は、申請中は  
就労を禁じておりますし、申請期間中の生活保  
障の法的な規定もありません。  
申請期間中の生活保障、健康保険加入と、一定  
化され、本年三月までに二百六十人に支給されて  
いたのが、現在百人以上が受け取れなくなつて  
いることがありますけれども、なぜそうなつ  
たのか、経緯と実情について、また今後の対応に  
ついてお伺いをいたしたいと思います。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。  
まず、難民認定申請中の者のうち正規の在留者、  
例えば短期滞在で我が国に入つて難民申請をした  
者等につきましては、難民認定に関する決定まで  
相当の期間を要するという場合については、特定  
活動等の資格を与えまして、それが長期間に及ぶ  
場合については就労も認めている、こういう実情  
にございます。

ただし、不法滞在者等の在留資格未取得者につ  
いては、就労を認めしておりません。これは、在留  
資格未取得者の場合には、就労を認める措置を講  
ずることによって、不法就労の者による難民認定  
制度の濫用、悪用を誘発するおそれを否定するこ  
とができるので困難であるというふうに考えて  
いるところでございます。

難民認定申請者のうち生活困窮者につきまして  
は、外務省の委託を受けた財團法人アジア福祉教  
育財団難民事業本部が、保護費の支給や宿泊場所  
がない人への宿泊場所の提供を行つてあるという  
ふうに承知をしております。

当局といたしましては、難民認定制度を悪用、  
濫用する者のを的確、確實に除きつつ、難民認定す  
べき者、人道上の理由から在留特別許可を与える  
べき者に対して早く結論を出していくということ  
でございますが、そのための体制の整備を進めて  
おりますけれども、近年、難民申請者が非常に急  
増しておりますが、なかなか追いついていかない  
という状況でございますが、さらに審査の迅速化  
に努めてまいりたいというふうに考えておりま  
す。

化され、本年三月までに二百六十人に支給されて  
いたのが、現在百人以上が受け取れなくなつて  
いることありますけれども、なぜそうなつたのか、  
経緯と実情について、また今後の対応について  
お伺いをいたします。

○西川政府参考人 先ほどの難民認定申請者のうち、財團法人アジア福祉教育財団難民事業本部が支援をしていることでございますが、先ほど申し上げましたとおり、予算額に定めがござ  
いまして、近年、難民の申請者が急増していると  
いうことで、なかなか追いついていかないという  
ことでございます。

外務省の方で措置をしているということでござ  
いますが、外務省の方も今の実情を踏まえたよう  
な措置を検討しているというふうに聞いておりま  
す。

○神崎委員 最後に、日系人離職者に対する帰  
国支援事業における再入国についてお伺いをいた  
します。  
日系人失業者のうち、日本での再就職をあきら  
め母国に帰国する本人には三十万円、扶養家族一  
人当たり二十万円の帰国支援金が支給される制度  
が、この四月から発足したところでございます。  
支援を受けた日系人には、当分の間再入国を認め  
ない方針であるということなんですから、もう  
めめ母国に帰国する本人には三十万円、扶養家族一  
人当たり二十万円の帰国支援金が支給される制度  
が、この四月から発足したところでございます。

再入国を当分の間認めないというが、当分の間  
とはどのくらいの期間をいうのか、再入国の特例、  
例外はあるのか。五月十一日の予算委員会で河村  
官房長官は、当分の間について、再入国が可能と  
なるのを原則として三年をめどにする考え方を示  
ました。また、舛添厚労大臣は、二年後に非常に  
景気がよくなつたとなれば検討したいという答弁  
もされているところでございます。  
法務大臣といたしまして、再入国についてどの  
ような御所見をお持ちになつておられるのか、お  
伺いをいたします。

○森國務大臣 日系人離職者に対する帰国支援事

業は、厳しい再就職環境のもとで、我が国での再就職を断念し、帰国することを決意した者に対しまして帰国支援を受けた者については、当分の間、再度同様の身分での入国が認められないこととなります。

神崎委員お尋ねのこの措置の実施期間についてですが、厚生労働省と関係省庁との協議の結果、本事業開始から原則として三年をめどとしつつ、今後の経済雇用情勢の動向等を考慮し、見直しを行うこととしております。なお、当分の間入国が認められないのは日系人等としての身分に基づく在留資格による入国の場合であって、例えば当該身分に基づくものではない在留資格、すなわち人文知識・国際業務や技術等の在留資格で入国しようとする場合には、本措置の対象外になると考えております。

いずれにいたしましても、帰国支援金の支給を受けて帰国した外国人が再度入国する場合には、個別に入管法に定める上陸のための条件に適合するか否かを審査することとなります。

今申し上げたところでござりますけれども、一応原則として三年をめどとしているところでございますが、今後、我が国の経済雇用情勢の動向等を考慮し、関係省庁と改めて協議の上、実施期間の見直しが行われる場合もあると考えております。

○神崎委員 終わります。

○山本委員長 次に、加藤公一君。

○加藤(公)委員 民主党の加藤公一でござります。

入管法の質疑も大詰めでございまして、きょうは与野党合意でかなり大幅な法案の修正案が提出をされたということは、私も大変喜ばしいことだと思っておりまして、それは本当にいい合意ができたのではないかとうれしく思うところであります。

ただ、これまでの審議の中で、もともとの政府案、それから今回提出をされた修正案を含めて、

幾ばくか確認をさせていただきたい点がござります。多少細かくなったり、多少ダブったりする部分があるかもわかりませんが、まずはその確認事項につきまして、これは私加藤公一のみならず、

私も民主党としても明確にしておきたいといいます。所屬機関の届け出義務の問題についてお話を伺いたいと思います。

一昨年の四月でありますが、公共職業安定所でございますが、公共職業安定所に

外国人の就労に関する情報を届け出るという内容

の雇用対策法の改正というのがございましたが、

その際に、これらの情報が一括して入管当局に送られるのか、あるいは在留管理強化に利用されるのかという点が問題になりました。当時は、この情報は基本的に雇用管理や再就職の支援に利用さ

れるという趣旨とともに、不法就労を防止すると

いう在留管理上の目的もあるんだという答弁が

あつたわけでありますけれども、その一方で、こ

れらの情報が一括して入管当局に送られるかどうか

かという点については、当時明確な答弁がなかつたところでございます。

そこで、法務省にお尋ねをいたしますけれども、

昨年の雇用対策法の改正の結果、現在どのよう

な形で厚生労働省から入管へ情報が送られているのか、局長にお尋ねをいたします。

おきましては、外交、公用の在留資格を有する者及び特別永住者を除くすべての外国人について、

事業主から、氏名、生年月日、性別、国籍、資格外活動の許可の有無、住所、事業所の名称及び所

外活動の許可の有無、住所、事業所の名称及び所

外活動の許可の有無、住所、事業所の名称及び所

した上で情報を提供していくたてているというふうに承知をしております。

必要な事項としましては、人定事項、それから雇用状況、事業所の名称、所在地、それから雇用開始、終了年月日でございますが、なお、永住者につきましては、事業所の名称、事業所の所在地等雇用状況に係る事項は、その定着性にかんがみます。かつ活動が制限されていないということを考慮して提供を求めておりませんので、その部分は除外しているということでございます。

このような定期的な求めのほかに、提供を受けた情報と法務省が保有する情報を空合した結果、例えば永住者を偽装するものである疑いが生じた場合には、当初求めていなかつた雇い入れ事業所の名称等の情報について、必要に応じ、その範囲で再度照会して、個別に情報の提供を求めるといふこともあります。

○加藤(公)委員 ちょっと再度確認になりますけれども、今の御答弁ですと、入管当局の方で包括的に情報を得ておられるということかと思いますが、

当時の審議の際に、水野副大臣から、法務大臣が厚生労働大臣に情報を求めるときは、その必要性、理由などについて適切に明らかにしていくという

答弁があつたところであります。

法務省が月一回情報を求めるときには、どのような必要性あるいは理由というのを厚労省側に伝えているのか、いま一度明らかにしていただ

きたいと思います。

法務省が保有する情報とその突合によって判明してあります。

最近の個別の活用事例といふのを幾つか挙げますと、正規在留者の外国人登録証明書等の写しを

人材派遣会社に提出して同人に成り済まして派遣先事務所で活動していたことが、雇用状況報告と

調査に活用しているというところでございます。

具体的には、就労可能な在留資格に係る在留審査における在職実態の確認や、在留資格取り消し

に係る端緒として活用したり、法違反者の摘発や

者や偽装滞在者の発見そして削減に努めていると

いうことでございます。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

法務省から厚生労働省に伝えている必要性や理由でございますが、まず、入国情管理局が保有する

情報と突合、分析を行い、偽造旅券または偽変

造された外国人登録証明書を用いて正規滞在を装

う不法滞在者等を発見、特定するため。それから、変造された資格外活動許可証を用いて正規就労を装う資格外活動者等を発見、特定するため。外国人登録事務の処理に関しまして、登録事項の正確性を確保等するために市區町村が法務省入国情

局登録管理官に対し行う各種照会に適切に回答するに当たり、入国情管理局が保有する情報の精度を向上させるためといったものがございます。

○加藤(公)委員 今のような理由で包括的に情報を求めるということになりますと、相当程度整合につきましては、事業所の名称、事業所の所在地等雇用状況に係る事項は、その定着性にかんがみます。かつ活動が制限されていないということを考慮して提供を求めておりませんので、その部分は除外しているということでございます。

個人情報の目的外利用に当たるのではないかという疑惑を持たれかねないところであります。こうして得られた情報は実際どのように在留管理に利用されているのか、この点も明らかにしていただきたいと思います。

○西川政府参考人 入国情管理局では、雇用対策法に基づき厚生労働省から提供される情報と当局が

保有している情報を組合して、不法就労

性のある理由がなければいけない。そうでなければ個人情報の目的外利用に当たるのではないかと

いう疑惑を持たれかねないところであります。こうして得られた情報は実際どのように在留管理に利用されているのか、この点も明らかにしていただきたいと思います。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

法務省が保有する情報とその突合によって判明してあります。

最近の個別の活用事例といふのを幾つか挙げますと、正規在留者の外国人登録証明書等の写しを

人材派遣会社に提出して同人に成り済まして派遣

先事務所で活動していたことが、雇用状況報告と

調査に活用しているというところでございます。

具体的には、就労可能な在留資格に係る在留審査における在職実態の確認や、在留資格取り消し

に係る端緒として活用したり、法違反者の摘発や

者や偽装滞在者の発見そして削減に努めていると

いうことでございます。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

信憑性も確認されて摘発に至った事例などがございます。

○加藤(公)委員 今、個別具体的な例として摘発に至った例というのをお示いただいたところでありますけれども、実際に、統計的に、この制度によつて不法就労の摘発がふえたとか効果があつたというようなことが、そういう事実があるのかどうか、いかがですか。

生労働省から提供された情報につきましては、不

法就労や偽装滞在者対策等に活用しておりますが、当該情報というのはそれだけで不法就労や偽装滞在発見につながるというのではございませんで、当局が保有している情報等との照合、分析を経て摘発の端緒となるという性質のものでございます。それ自体で即摘発に結びつくといふものではないため、これら情報の活用と摘発件数との増減という観点からの統計はとつております。

が、例えば、提報があつた場合について、雇用情報ではどうなつてあるかという照合をして、不法滞在者の疑いがなければその件についてはそれ以上の調査を打ち切る、あるいは、さらに疑いが深まれば、それについて摘発等のために調査を実施するということで、このよきな情報が役に立つてゐることでございます。

○加藤(公)委員　ここから先是想像、推測の域を出るものではありませんけれども、仮にコンピュータンスの整つた、まともなという言い方がいいかどうかわかりませんが、正しい行いの行われてゐる事業所で働くなくなつた方々が、そのまま帰国をするという道を選ばずに、逆に報告義務を果たさない事業所で働くということになるようであれば、管理強化によってかえつてアンダーグラウンドの世界に潜り込ませるということにつながりかねないところであります。そのためにも、管理強化とあわせて、善良な外国人の方ではあるけれども正規の在留資格は失つてゐるという方に対しても、もう一度広く在留資格を再取得できるような手立てが必要ではないか、こう考へるわけあります。

雇用対策法では就労情報が厚労省経由で入管に入ることになつておりますが、今回の改正直接入管に対し報告義務が課せられるということになります。この点は、今回の改正案に対するかなり根本的な批判というのにもつながつてゐますけれども、今回の改正案は、在留外国人に対して常に犯罪者予備軍として国全体で監

視していこうという方向なのではないかという批判が出ていたところであります。

その点、修正案におきましては、これを努力義務とするということにいたしまして、これは大変評価できるところであります。この点、この問題を整理して、提出者にこの修正の趣旨について伺いたいと思います。

○細川委員　外国人の所属機関の届け出義務に関する規定につきましては、原案におきましても、所属機関の負担なども考慮いたしまして、届け出義務違反に対する罰則は設けておりません。その履行の確保においては所属機関の自発的な意思が重視されているということでございますけれども、この点を法文上明確にする観点から、いわゆる努力義務規定の修正をすることにしたのでござります。

○加藤(公)委員　では次に、在留資格の取り消し制度について伺いたいと思います。

今回の改正案で、在留資格取り消しの制度が拡大をされようとしているわけであります。入管法第二十二条の四にその規定がございますが、ここで、在留資格の取り消し要件として新設された七号、八号、九号というのがあります。その各号について、それぞれ疑問なり批判なりが上げてゐるところであります。

在留資格の取り消しということは、外国人にとっては出国を強要されるということでありますし、非常に重い処分でもあります。その方に對しては、もう一度広く在留資格を再取得できるよう手立てが必要ではないか、こう考へるわけあります。

裁判が上がつてゐるところを説明を求めてまいりたいと思います。

まず七号でありますが、これは、日本人の配偶者等の在留資格をもつて在留する者が、その配偶者としての活動を継続して三ヶ月以上行わないで在留していることという規定があります。修正案においては、これを三ヶ月から六ヶ月以上というよ

うに修正をすることであります。そもそも、期間の問題以前に、この規定そのものの意味あるいは趣旨というものが不明確であります。

そもそも、配偶者としての活動とは一体何を指すのか。例えば、DV、家庭内暴力の被害に遭つて施設に避難をしているような状態というものは配偶者としての活動を継続していないと判断されるのか。仮にそうだとすれば、在留資格を取り消されるのではないかと心配をしている方もいらっしゃいます。あるいは、単身赴任などのために仕方なく御夫婦が別居をしているという場合もあり得るわけであります。

この条文をめぐりましては、今指摘をしたようにさまざまな解釈がされ得るところでありますので、言いかえれば、在留資格を取り消すか否かがすべて法務当局の運用次第にかかるといふことになるわけであります。

私は、この規定は、そもそも偽装結婚であることが確定であるというような場合に限つて厳格に運用するのでなければ、善良な外国人の方に対してもいたずらに不安を抱かせるということにつながつてしまふのではないかと懸念をしてゐるところであります。

そこで、この配偶者としての活動というのをどう

のようく定義するのか、また、この規定によつてどんな場合には在留資格が取り消されるということになるのか、あるいは、仮に偽装結婚の排除といふことが立法の趣旨、目的だとすれば、そのほ

うな場合にもこの条項が適用されるようなことがありますので、これを余り安易、安直に行はべきではないことは言うまでもありません。そこで、

お願いしたいと思います。

○西川政府参考人　お答えを申し上げます。

まず、配偶者の身分を有する者としての活動と在しない場合に当たるということになります。ただし、配偶者の身分を有する者としての活動を行つてない場合といつても、個々の事案によってさまざまなものがありますので、在留資格の取り消しを行ふに際しましては、外国人本人から意見を聴取するなどして事実関係を正確に把握し、取り消し事由に該当するか否か、また取り消しを行うべきかについて適切かつ慎重に判断してまいりが必要があるというふうに考えております。

○加藤(公)委員　ちょっと細部にわたつて局長に第一小法廷の判決によりますと、そのまま読みますと、日本人との間に、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもつて共

同生活を営むことを本質とする婚姻という特別な身分関係を有する者としての活動を言うというふうに定義をされております。

しかし、委員がおっしゃられるところ、婚姻の形態についてはさまざまなものがあるというふうに思われますが、婚姻の実態が存在しないといふことは配偶者としての活動を継続していないと判断されるのか。仮にそうだとすれば、在留資格を取り消されるのではないかと心配をしている方もいらっしゃいます。あるいは、単身赴任などのために仕方なく御夫婦が別居をしている場合もやはり同居の有無、それから、別居している場合は、別居の場合の連絡の有無、程度、生活費の分担の状況、別の異性との同居の有無、それから就労活動の有無や職種等、こういうものを総合的に考慮して決定していく以外にはないというふうに思われます。

さて、配偶者の身分を有する者としての活動を行つてないことを在留資格の取り消し事由としたという理由は、離婚等によりその身分を失つた場合や、今申し上げたような意味において身分を有する者としての活動を行つてない場合に、少くとも日本人の配偶者等あるいは永住者の配偶者等の在留資格で我が国による在留の継続を認めます。したがつて、典型的な事案としましては、配偶者と離婚した場合や死別した場合が該当する

というふうに考えられます。さらにはそのほかに、

婚姻の実態が存在しない場合が想定されます。

委員御指摘の偽装結婚の事案、これも婚姻の実態が存

在しない場合に当たるということになります。

ただし、配偶者の身分を有する者としての活動を行つてない場合といつても、個々の事案に

よつてさまざまなものがありますので、在留資格

の取り消しを行ふに際しましては、外国人本人か

ら意見を聴取するなどして事実関係を正確に把握

し、取り消し事由に該当するか否か、また取り消

しを行うべきかについて適切かつ慎重に判断して

まいりが必要があるというふうに考えております。

○加藤(公)委員　ちょっと細部にわたつて局長に

もう一度確認をいたしますけれども、DVは典型

的であります。それ以外にも、例えば日本人で

ある夫の方の不貞によつて別居してゐるといふ

うな場合もあるわけでありますし、このような場合、その外国人御本人には責任がない。そんな場合に、定住などほかの在留資格への変更がなされれば在留を継続できるということになるわけがありますが、現在でも離婚調停中に在留期限が切れるというようなケースがありまして、その都度問題になつてているというふうに仄聞をしておりま

す。どのような場合にこの在留資格が定住に変更が可能になるのか、あるいは今回の法改正によつてその運用が変わらぬのか、局長から御説明を求めます。

○西川政府参考人 日本人の配偶者と離婚調停中になされた在留期間更新許可申請または在留資格変更許可申請があつた場合、個々の事案により具体的な事情は異りますけれども、例えば入国の経緯及び在留状況、今後の在留目的、それから生活設計、実子がいれば実子の状況等を総合的に判断した上で、引き続き我が国に居住を認めるべき事情がある場合、その他引き続き在留を認める相当な理由があるときは、定住者その他の適切な在留資格により在留を認めることとしております。

これは、本改正によつてもその運用について変更はございません。

○加藤(公)委員 例えば、オーバーステイの状態になつてしまつてから定住ビザを獲得するというところまでかなり時間がかかる、その間、在留資格のない状態が続くことになります。それをもつて非常に不安に思う方が多いということありますけれども、局長、この点はいかがでありますか。

○西川政府参考人 御質問の趣旨は、恐らく、日本人的配偶者等で在留をしていて在留期間が切れになつた、その場合で、例えば更新等の申請がなされる、ところが期間を徒過してしまつて決定が出ない、このような場合を想定されておるんだというふうに思います。

日本人の配偶者等の在留資格から定住者への在留資格の変更許可申請につきましては、確かに審

査結果が出るまで相当の時間を要していたということ例もございまして、その間の本人の在留資格が不安定になつた、こういう問題が生じております。

今回の改正によりまして、在留期間の満了の日までにその申請がなされまして、これに対する処分が在留期間の満了までになされないときは、直ちに不法残留の状態となるのではなく、在留期間経過後も、処分がなされるべき、または従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日のいずれか早い日まで、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができるということになります。

これは、改正入管法の方でそういう措置をとつております。

また、この規定の施行に合わせまして、入国管理局としては、遅くとも本来の在留期間経過後、この二ヶ月以内について処分を実施するという申請中の者が、申請中で在留資格がないという状態とにし、離婚調停中の在留資格変更許可申請等申しならぬよう、適切に審査を行うということにしております。

○加藤(公)委員 局長からいろいろ御説明をいたしましたが、この規定の施行に合わせまして、入国管理局としては、遅くとも本来の在留期間経過後、この二ヶ月以内について処分を実施するという申請中の者が、申請中で在留資格がないという状態とにし、離婚調停中の在留資格変更許可申請等申しならぬよう、適切に審査を行うということにしております。

○加藤(公)委員 局長からいろいろ御説明をいたしましたが、この規定の施行に合わせまして、入国管理局としては、遅くとも本来の在留期間経過後、この二ヶ月以内について処分を実施するという申請中の者が、申請中で在留資格がないという状態とにし、離婚調停中の在留資格変更許可申請等申しならぬよう、適切に審査を行うということにしております。

○細川委員 配偶者の身分を有する者としての活動を行つていらない場合でも、例えば日本国籍を有する子供の親権を争つて離婚の調停中とか、あるいは先ほど出ましたような配偶者からの暴力が原因で離婚したような場合、こういう場合もございまして、このような外国人の保護の必要性といふものは、この委員会の質疑でたくさんの方から質問があつたところでございます。そういう経過も踏まえまして、この修正案は、このような外国人の保護の必要性を配慮して修正をしたものでござります。

○森国務大臣 まず、DV被害者が加害者に所在を知られないようにするため住居地の変更を届け出なかつた場合は、入管法第二十二条の四第一項第九号の「届出をしないことにつき正当な理由がある場合」に該当するものと考えられます。したがつて、在留資格の取り消しを行わないことにな

ります。

また、DV被害者につき定住者等の他の在留資格への変更が可能であれば、在留資格変更許可申請をさせた上で引き続き在留を認めることとなります。

この点、修正案では、このことを明らかに

するため、在留資格の取り消しの際に、在留資格の変更の申請の機会を与えるよう配慮することを明文をもつて定めたものと理解をしております。

このように、DV被害者については、在留資格の取り消し手続において十分な配慮をする取り扱いをすることとしており、御心配には及ばないと考えております。

このような事案につきましては、外国人からの

申請があれば定住者などへの在留資格の変更が許可をされる、こういう見込みがある場合には、在留資格の取り消し手続における意見聴取の際にその外国人本人にその意思がある場合には在留資格の変更を許可するのが相当であるという観点から、この趣旨を明らかにするために、在留資格の変更の申請の機会を与えるように、そういう配慮をすることを明文で定めることとしたものでございます。

このようにして、その取り消しの可否というものが、より慎重にしなければならない、こういうことあります。

また、在留資格取り消し手続におきます意見聴取の際に、配偶者の身分を有する者としての活動を行わないことについて正当な理由があるということが判明をいたしましたならば、在留資格の取り消しはしないということになりますけれども、このように理由がある場合は除外をする、こういうことを明文で定めることとしたものでございます。

このように、配偶者の身分を有する者としての活動を行わないことについて正当な理由があるということを明文で定めることとしたものでございます。

このように、配偶者の身分を有する者としての活動を行わないことについて正当な理由があるということを明文で定めることとしたものでございます。

このように、配偶者の身分を有する者としての活動を行わないことについて正当な理由があることとが判明をいたしましたならば、在留資格の取り消しはしないということになりますけれども、このように理由がある場合は除外をする、こういうことを明文で定めることとしたものでございます。

このようにして、その取り消しの可否というものが、より慎重にしなければならない、こういうことあります。

分が適当かどうか、この点も疑問に思われるを得ないところであります。この条項を容易に適用するということになりますと、下手をすると人権侵害にもつながりかねない、そんな不安もあるところでありまして、その点では、正当な理由のある場合を除くものとした修正案というのは評価できると考えております。

大臣にいま一度伺いますけれども、よほど悪質な場合を取り除いて、刑事罰を科したり、あるいは在留資格取り消しの事由としたりしないといった運用がなされるべきではないかと思いますが、いま一度お考えをお聞かせいただきます。

○森國務大臣 在留資格の取り消しや入管法違反に係る刑事罰の適用につきましては、硬直的に行なうのではなくて、事案の実態に即して適切に行なるべきものと考えております。

例えば、配偶者からの暴力が原因で離婚したような事案では、申請があれば定住者等の在留資格への変更の許可が見込まれる場合があり、在留資格取り消し手続における意見聴取の際に、外国人に対し、在留資格変更申請を行う意思があるかないかを確認し、在留資格変更を許可するのが相当である場合には、在留資格取り消し手続を終了させておられます。また、配偶者からの暴力が原因で在留資格の取り消しは行わないことになります。この点については、修正案において明文をもつて明らかにされているところと承知をしております。

また、配偶者からの暴力が原因で住居地の変更届け出ができるないことが判明した場合には、「届け出をしないことにつき正当な理由がある場合」に当たり、在留資格の取り消しは行わないことになります。なお、この場合においても住居地の届け出義務違反の刑事罰には形式的に該当することにはなりますが、この場合にあっても、そのすべてを硬直的に处罚するのではなく、捜査当局において事案の実態に即した処分が行われるものと思つております。

このように、在留資格取り消し等の運用におきましては、外国人からの意見聴取等によつて事実

関係を正確に把握し、事情に応じた弾力的な対応をしてまいりたいと考えております。

要は、長々と申し上げましたけれども、おむね委員の御趣旨に沿つた運用がなされるものと思つております。

○加藤(公)委員 ありがとうございます。

最終的に、ちょっと個別具体的なところで、こんな例はどうなるのかとということを局長にお答えいただきたいと思いますが、九号の「正当な理由がある場合を除く。」というただし書き、その正当な理由に何が当たるのかという、今までの御答弁の中にもありましたが、三点伺いたいと思います。

一つは、先ほどから御指摘をしている、DVの被害に遭つて身を隠しているようなケース。二番目には、派遣労働等で頻繁に住居地をえていて、九十日が経過をしてしまった場合。それぞれについてどう対応されるか、局長に承ります。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

個々の事案における判断だということで一般論で申し上げますが、まず、DV被害により夫から身を隠しております、加害者に所在を知られないよう

にするため住居地の変更を届け出なかつた場合、これは、通常は入管法第二十二条の四第一項第九号の「届け出をしないことにつき正当な理由がある場合」に当たるというふうに考えられますので、在留資格の取り消しは行わないということになります。

次に、派遣労働などで頻繁に住居地をえていて、届け出ることを失念してしまつて九十日が経過します。たとえば、これは、住居地の届け出をしないことがあります、この場合にあっても、そのすべてを硬直的に处罚するのではなく、捜査当局において事案の実態に即した処分が行われるものと思つております。

このように、在留資格取り消し等の運用におきましても、外国人からの意見聴取等によつて事実

場合、常に在留資格の取り消しを行なうというのは必ずしも相当なわけではないというふうに考えておりまして、在留資格の取り消しに際しては、外国人の意見聴取手続においてそのさまざまな事情をしんしゃくする、その悪質性に応じた運用をしていくということで、硬直的な運用に陥らないようにしていくのが相当というふうに考えております。

弁ひただいたように、余りしやすくし定規にならずに、ぜひ弾力的に運用をお願いしておきたいと思います。

○加藤(公)委員 大臣、局長、それぞれから御答弁いたいたたよに、余りしやすくし定規にならずに、ぜひ弾力的に運用をお願いしておきたいと思います。

では次に、技能実習制度の問題について御質問をいたします。

技能実習制度においては、一年目から労働基準法あるいは最低賃金法が適用されるということになりますのは労働者保護の観点からは一歩前進だといふうに認識をいたしておりますが、一方で、一年目から労働者として認めるということになりますと、結局のところ、単純労働者としての受け入れということに近づいたのではないか、こういう危惧も覚えるわけであります。

そして、現在行われている技能実習制度が、本來、海外への技術移転という趣旨であるはずなのに、それから現実はほど遠くなつていて、単純労働者を低賃金で雇うための抜け道として使われているのではないかという問題を改善せずに、かえつて悪化させるのではないかという危惧を覚えています。

現状では、一次受け入れ機関である協同組合などが二次受け入れであるところの事業者と結託をして、外国人実習生から中間搾取をしたり、あるいは強制預金をさせたりという違法行為が実際に発生をしているわけでありまして、労基法が適用されただとしても、その法の網の目を縫つて外国人搾取が続いているのではないかということが懸念されるわけであります。

通常は、これらの事情があるだけで正当な理由がない場合に該当するといふうには考えておりません。しかししながら、委員御指摘のとおり、これらの

の中でも、さらに外国人実習生の権利というものが守られるような仕組みが必要ではないか、こう考へておられます。

とりわけ、団体監理型の技能実習制度については一次受け入れ団体にも責任を負わせるような制度設計が必要ではないか、こう考へるわけでありますし、本改正案作成の際にも一次受け入れ団体に対する許可制の導入というのが検討されたといいます。

そこで、局長に伺いますけれども、今回の改正を経て、省令改正等で受け入れ団体の指導、監理、支援体制の強化を図るということではあります。

それは採用はされておりません。そこで、局長に伺いますけれども、今回の改正においては、おつりか、お答えをいたさないと想います。

○西川政府参考人 今回の改正においては、おつりか、お答えをいたさないと想います。

委員御指摘のとおり、法律以外に、第一次受け入れ団体の指導、監理、支援体制の強化等について法務省令等で規定をしていて、その監理、支援体制の強化を図るという予定にしております。

具体的な内容をいたしましては、まず、受け入れ団体の職員等が一月に一回以上、企業に赴いて技能実習の実施状況を確認、指導すること、受け入れ団体が三月に一回以上は監査を実施して、その結果を地方入管管理局へ報告すること、三つ目としては、相談員の設置などにより受け入れ団体が技能実習生からの相談に対応する措置を講じる

こと、四番目としては、受け入れ団体が費用を徴収する場合には、その金額及び使途を明示すること。このようなことを要件として、法務省令で規定していくというふうに考えております。

○加藤(公)委員 次に、修正案の提出者に御質問いたしますが、修正案の中では、受け入れ団体の

監理に加えて責任ということも明記をしておりますが、このことによつてどのような法

の効果が期待できると考へていますでしょうか。

監理に加えて責任ということも明記をしておりますが、このことによつてどのような法

の効果が期待できると考へていますでしょうか。

○細川委員 外国人技能実習制度につきましては、技能実習の在留資格で在留する外国人の受け入れ団体が、外国人を雇用する機関と結託をした

りして中間擇取などを行うような、そんな違法行為に及んでいるというような事例の報告もされております。

そこで、今回の法改正によりまして、外国人の技能実習は受け入れ団体の監理のもとに行われることになりましたけれども、修正案では、さらに責任という文言を明記することによりまして、受け入れ団体の責任を法文上も明確にしたものです。

このような文言を明記することによりまして、受け入れ団体の法令の遵守、これがしっかりと進んでいくとともに、先ほども申し上げましたように中間擇取等の違法行為の抑止がされる、あるいは受け入れ企業とのトラブルなどが起つた場合の改善もなされるというふうな期待もしております。

○加藤(公)委員 外国の送り出し機関等に対しても問題があるわけですが、これについて政府として今後どう対処をしていくのか。そしてまた、仮に不適正な実態といふものが発覚をした場合にどうされるおつもりか。局長から御答弁を求めます。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。外国の送り出し機関の一部には、不当に保証金等を徴収したり、保証金の一部を不当に返還しないといった不適正なものが存在することが指摘されております。このようなことは、適正な研修生、技能実習生の受け入れを阻害するものと考えております。

このような観点から、入国管理局としましては、これまで、送り出し国政府との領事当局間協議の場等を通じ、機会あるごとに、送り出し国政府に送り出し機関の適正化について申し入れを行っているとともに、入国管理局における審査の過程で不当な行為を行う送り出し機関が判明した場合は、その機関からの研修生の受け入れを認めないことにするなどの対応を行ってきております。さらに、今回の法改正に合わせまして、関係省

令の改正等により、入国審査の際に送り出し機関

と本人との間の契約書の提出を求め、当該契約に不適正な取り決めがないかを確認するなどして、受け入れ団体の責任を法文上も明確にしたものです。

このような文言を明記することによりまして、受け入れ団体の法令の遵守、これがしっかりと進んでいくとともに、先ほど申し上げましたように中間擇取等の違法行為の抑止がされる、あるいは受け入れ企業とのトラブルなどが起つた場合の改善もなされるというふうな期待もしております。

○加藤(公)委員 大臣にお尋ねをいたしますが、先ほど申し上げておるように、この技能実習制度というのは、その理念と、実際、現実との間に大変大きな乖離が生まれてしまっているというのが私どもの認識でありますし、今回の改正で確かに多少手直しはされるんだと思いますが、やはりいほう策の域を出ておりませんから、これらは根本的には解決は図られないだろう、こう思つております。

そこで、もちろん我々政治家の側もそう、立法府の側もそうありますが、政府としても、この技能実習制度の抜本改正に向けて議論を重ねて速やかに結論を出していくべきではないか、そのようになります。そこで、もちろん我々政治家の側もそう、立法府の側もそうありますが、政府としても、この技能実習制度の抜本改正に向けて議論を重ねて速やかに結論を出していくべきではないか、そのようになります。

○森国務大臣 この制度の抜本改正の前に、今回の見直しについて少々申し上げますと、今回の研修・技能実習制度の見直しは、実務研修中の研修生に対する労働関係法令の適用や技能実習生の法的地位の安定化など、研修生、技能実習生の保護の強化のために早急に対処すべき事項ということについての必要な措置にとどまるものであると認識をしております。

そこで、附則の六十一条におきまして、このようないくつかの内閣府の附則の内容の修正であります。「政府は、この法律の施行後三年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」旨の定めをいたしまして、外国人研修・技能実習制度のあり方のさらなる抜本的な見直しについても、できるだけ速やかに結論を得る

要するに外国人との双方の利益の一一致というか苦肉の策みたいなところがあつて、しかし、そこにさまざまな意見があるというふうに思つております。

元来、この制度が、やはり日本の今の状況と、本来の理念、旗はおろすわけにはいかないと現時

点においては私は思つております。

いずれにしても、さまざまなお意見があるわけになりますから、そういうことに謙虚に耳を傾けて、法務省としても、関係機関、関係団体とも協力しつつ、多様な観点から検討を進めてまいりたいと思います。

○加藤(公)委員 ゼロ積極的に御検討をいただきたいと思います。我々政治の側もそれは努力をしなければいけないことだというふうに思います。では、修正案の提出者に御質問を申し上げます。

今回の修正案の中では、附則で見直し規定を加えております。当然、この技能実習制度についても、きちんととした検証のもとに見直しが図られるべきではないかと考えますけれども、いかがお考えでありますでしょうか。

○細川委員 今回の修正案によりまして、外国人の技能実習制度につきましては、受け入れ団体の技能実習制度についても見直し規定を加えております。

そこで、附則の六十一条におきまして、このようないくつかの内閣府の附則の内容の修正であります。「政府は、この法律の施行後三年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」旨の定めをいたしまして、外国人研修・技能実習制度のあり方のさらなる抜本的な見直しについても、できるだけ速やかに結論を得る

ように、政府において、外国人研修生、技能実習生の保護、我が国の産業構造等の見直しの観点から総合的な検討を行つていくべきこととしたものでございます。

○加藤(公)委員 次に、入国者収容所等視察委員会、この問題について御質問を申し上げます。

従来、収容施設というのがいわばブラックボックス化されておりまして、収容者の人権侵害に対する

して何ら有効な異議申し立て手段がなかったということが問題視されておりました。刑事施設同様、視察委員会が今回つくられるということは高く評価をしたいと思いますが、ただ、聞き及んでおりません。委員会の設置というのが東西二ヵ所のみというふうに聞いておりますし、収容所の数も協力しつつ、多様な観点から検討を進めてまいりたいと思います。

そこで、比較的大きな収容施設にはおののおの視察委員会を別途設けるべきではないか、こう考えますけれども、局長のお考えをお聞かせいただきます。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

入国者収容所等視察委員会の対象となる施設は全国に二十二施設ということですが、これらの施設の収容の定員は八百人から八人までと極めて多岐にわたっているほか、常時開設されている施設もあります。

また、地方入国管理局の収容場では比較的の収容期間の短い者を収容し、入国者収容所では送還を忌避する者など収容期間が中長期に及ぶ者が多数いるなど、収容施設の性格も異なっております。

そのため、特定の入国者収容所あるいは大規模な収容施設を有する地方入国管理局だけを見ています。

ただくではなくて、同じ委員の方々にさまざまなものではなくして、同じ委員の方々にさまざまの規模の地方入国管理局の収容所を、また入国者収容所のいずれをも視察していただくことによって検討いただくのが現段階では適当というふうに考えております。

このような観点に加えまして、委員会運営の効率性などにもかんがみまして、当面は、全国を東西で二分して、東西の各視察委員会にそれぞれの地域の入国者収容所を担当していただくことを構

想しておりますが、その運用の状況をまた見ていただきたいというふうに考えております。

○加藤(公)委員 せつかくつくるのであれば、ぜひとも開設されるべきだと思いますが、ただ、聞き及んでおりません。視察委員会が今回つくられるということは高く評価をしたいと思いますが、ただ、聞き及んでおりません。委員会の設置というのが東西二ヵ所のみというふうに聞いておりますし、収容所の数も協力しつつ、多様な観点から検討を進めてまいりたいと思います。

ただきたい、こう思います。

もう一つ、この委員会を機能させるために大事なこととして、実際の視察委員の人選という問題があろうかと思います。これは私は、弁護士会あるいは医師会あるいは関連のNGOなどから推薦を受けた委員で構成をするべきではないか、こう考えておりますが、まず、ここについてどうお考えか承りたい。

あわせて、その視察委員がすべての資料の閲覧あるいは調査の権限というものを行使できるようにするべきじゃないか、こう考えておりますけれども、あわせて局長からお考えをお聞かせいただきます。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

入国者収容所等視察委員会は、入国者収容所等の適正な運営に資するため、その運営に關し、入國者収容所長等に対して意見を述べていただくといためのものでありますから、その委員につきましては、刑事施設の視察委員会等の運用状況も参考にしながら、学識経験者、法曹関係者、医療関係者、NGO関係者などの幅広い分野の有識者から任命することを考えております。その際、委員御指摘のような団体から推薦を受け、あるいは、少なくとも、このような団体に御相談させていただくことを検討しております。

○加藤(公)委員 視察委員に対しましては、施設の実情等を把握できる資料の提供のほか、視察及び被収容者との面接について十分な協力をを行つてまいりたいとうふうに考えております。

○加藤(公)委員 ゼひそのようにお願いをしたいと思います。

次に、拷問等禁止条約等の送還禁止規定の明文化の問題についてお聞かせをいただきます。

退去強制を受けるということになつた者を送還する場合の送還先に拷問等禁止条約等に規定する国を含まないということを規定したことについては当然評価できるわけであります、しかし、どうやつてこの規定の実効性を担保するのかという点については、まだ多少の問題が残つていようか

と思います。実効性を担保するためには、手続規

定を設けて、難民調査官あるいは難民審査参与員が送還禁止に当たるか否かを判断する審査に関するようにして、その手続を適正なものにするなど、いわば多方面から慎重に調査をするべきではあります。しかし、こう考えるところであります。局長のお考えをお聞かせいただきます。

○西川政府参考人 委員お尋ねの、送還先がいわゆる拷問禁止条約が定める送還禁止規定に抵触

するか否かにつきましては、退去強制手続の各段階、入国警備官による違反調査、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、さらには、異議申し立てに係る調書において必要な供述を得るなど関係資料を収集した上で、最終的には主任審査官が現在もその判断をしていますし、これからもすることになります。

このように、送還先の決定は適切に行われているものとは考えておりますが、確かに、委員御指摘のとおり、事案によつては、難民審査参与員など送還候補地の事情に精通した専門家の意見を聞くなどすることが適當であるという場合も十分考慮されることがあります。そのため、これまでの間に、送還先の決定に係る手続につきましては、いま一度検討の上、地方入国管理官署に對して指示を徹底するなどして、今後も一層適切な対処に努めていきたいと考えております。

○加藤(公)委員 ゼひその線でお願いをしておきたいと思います。

では、在留合法化策についてお聞かせをいただきたいと考えております。

今回の改正で、在留管理が強化をされ、そのため、下手をすると不法滞在者がさらに潜行してしまう、潜り込んでしまうのではないかという懸念があることは先ほども指摘をさせていただきました。特に、これまで外登証の交付を受けた者が今度は住基台帳に載らないという点も問題視されているところでありまして、その点では、てしまふ、潜り込んでしまうのではないかという

今年の修正案で、在留資格のない者の出頭を促進させるための方策を講ずることの検討が規定され

ていることは大変意義が大きいと思いま

す。そこで、大臣伺いますけれども、この改正法施行までの間に具体的にどのような措置をとるつもりか。在留特別許可の要件の透明化なくしては不法滞在者の出頭の促進というのは困難ではないかと思ひますけれども、その点、お考えをお聞かせいただきます。

○森国務大臣 ただいまの加藤委員の御指摘は、この法案施行に向けての最も重要なポイントであらうというふうに思ひます。

今回の入管法改正案のうち、新たな在留管理制度に関する部分は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなつておりますが、それまでの間に、平成二十一年一月一日現在で約十三万人いる不法滞在者については、そのさらなる減少に努めています。具体的には、効率的な摘発を行うとともに、不法滞在者の自発的な出頭を促し、個々の事案に応じて、退去強制すべき者は退去強制しますが、在留特別許可を認めるべき者は認めるということにすることを考えております。

その際、制度の円滑な移行のためには、外国人登録をしている不法滞在者を減少させることができると考えられることから、こうした不法滞在者について重点的に減少のための施策を講ずることを予定しております。

ところで、在留特別許可につきましては、これまで、個々の事案ごとに諸般の事情を総合的に勘案し、その許否の判断を行つてまいりましたが、御指摘のとおり、入管法違反者の出頭を促すためにも、その透明性を確保することは重要であると認識しております。

法務大臣におかれましては、このようない修正案提出者の意思を最大限尊重して検討をしていただきます。しかるべき措置が講ぜられることを強く期待しているものでございます。

○加藤(公)委員 では、本法案の、あるいは修正案の確認という意味では最後のテーマになるのですが、定着性の高い永住の方々に対する問題点について承りたいと思います。

今回の修正案で、特別永住者証明書の常時携帯義務及び過料が削除されたということについては評議をしてみたいと思つていろいろな観点から、在留特別許可された事例のさらなる公表を行うとともに、既に公表済みの在留特別許可に係るガイドラインの内容についても今まで一度吟味をしてみたいと思つていろいろなところでございま

す。

○加藤(公)委員 今はぜひその線でお願いを申しあげたいと思います。

では、あわせて修正案の提出者に伺いますけれども、今回の修正案、附則を見ますと、不法滞在者

の縮減をどのように図つていくのかという点が

いかと思いますけれども、その点、お考えをお聞かせいただきます。

ここに言う不法滞在者の縮減の措置に関しま

しては、もちろん、今大臣も言われましたように、

退去強制の制度も現行法上は存在をしております。

ここに言う不法滞在者の縮減の措置に関しま

しては、もちろん、今大臣も言われましたように、

細川委員 修正案の附則第六十条第二項は、在

留資格なくして本邦に在留しているいわゆる不法滞在者について、在留特別許可の運用の透明性を

が、この縮減策についてどういう方向で検討され

るのか、御答弁を求めます。

○細川委員 修正案の附則第六十条第二項は、在

留資格なくして本邦に在留しているいわゆる不法滞在者について、在留特別許可の運用の透明性を

さらに向上させるなどその出頭を促進するための措置を初めとする不法滞在者の縮減に向けた措置

を講ずることと規定をいたしております。

ここに言う不法滞在者の縮減の措置に関しま

しては、もちろん、今大臣も言われましたように、

退去強制の制度も現行法上は存在をしております。

ここに言う不法滞在者の縮減の措置に関しま

しては、もちろん、今大臣も言われましたように、

細川委員 修正案の附則第六十条第二項は、在

留資格なくして本邦に在留しているいわゆる不法滞在者について、在留特別許可の運用の透明性を

が、この縮減策についてどういう方向で検討され

るのか、御答弁を求めます。

○加藤(公)委員 今はぜひその線でお願いを申しあげたいと思います。

では、あわせて修正案の提出者に伺いますけれども、今回の修正案、附則を見ますと、不法滞在者

の縮減をどのように図つていくのかという点が

いかと思いますけれども、その点、お考えをお聞かせいただきます。

ここに言う不法滞在者の縮減の措置に関しま

しては、もちろん、今大臣も言われましたように、

退去強制の制度も現行法上は存在をしております。

ここに言う不法滞在者の縮減の措置に関しま

しては、もちろん、今大臣も言われましたように、

細川委員 修正案の附則第六十条第二項は、在

留資格なくして本邦に在留しているいわゆる不法滞在者について、在留特別許可の運用の透明性を

が、この縮減策についてどういう方向で検討され

永住者について常時携帯義務を外すということについては、本来であればもう少し早くこれを実施してもよかつたのではないか、こう思うわけあります。

しかしながら、この措置によりまして特別永住者と一般永住者の間にさらに大きな差ができるだけではなく、もう少し早くこれを実施する一方では事実でありまして、もちろん

一般永住者といつても本当にさまざまありますから、最近では短期でもそれを取得できるということも聞いておりますが、しかし、その中でも特

に我が国に定着性が高い人たちについてどう対処すべきかということを少し伺いたいと思っています。

例えば 戰前から日本に住んでいたけれども、戦争末期に一たんふるさとに疎開をされた、終戦後間もなくまた日本に来られた、その後日本で継続して生活をしていらっしゃる、そういう方あるいはその子孫の方々の場合 特別永住者の要件は備えておりませんから一般永住者扱いになってしまいます。また、母親が日本人であって、講和条約前に生まれたけれども、条約発効後に朝鮮籍である父親が認知をした、その際に日本国籍を離脱したという場合も同様であります。歴史的背景からこのようないくつかの要件があることには、法の趣旨からすると特別永住者と扱うのは困難だけれども極めて定着性の高い方々というのもいるつしやいます。

非常にいろいろな方々がおられるわけであります、こうした方々について、在留管理について何がしか考慮すべき点はないのかどうか、ここは一つの論点としてあるだろうと思います。そこで、法務省に伺いますけれども、特別永住者と一般永住者あるいは日本人の配偶者などで在留管理の面でどのような相違点があるのか、まことにからお聞かせをいただきたいと思います。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

まず、新たな在留管理制度が導入された後の特別永住者と一般永住者あるいは日本人の配偶者等との在留管理制度での取り扱いの差異についてお答えいたしますと、先ほど委員御指摘のとおり、まず、特別永住者証明書または在留カードの常時携帯義務違反における罰則内容、これは修正案によれば特別永住者証明書については当該義務自体は

ないということになつておりますので、ここで差

が生じております。

そのほかにも、例えば氏名等の変更届け出や特別永住者証明書または在留カードの有効期間の更新等の手続におきまして、特別永住者は市区町村で実施をするが、一般永住者は地方人國管理局で手続を行う、このような局面が生じておりますし、

再入国許可の有効期間も差異が生じておりますし、それから、再入国許可のみなし制度が今回の改正で設けられますけれども、これの期間についても差異があるということをご存じます。そのほかに退去強制事由や上陸拒否事由でも差異がござります。

以上です。

○加藤(公)委員 実際、特別永住者と一般永住者

あるいは日本人の配偶者等の間ではかなり相違点がある、格差が生まれるということになるわけではありませんが、そこで、今回修正案が提出をされておりまして、その附則においては、こういった問題を検討する規定を設けるということになつてお

ります。その趣旨について修正案の提出者からお聞かせをいただきます。

○細川委員 特別永住者と一般永住者の取り扱いにつきましては、先ほど局長が答弁いたしました

ように、いろいろな差異があるわけございます。しかし、一般永住者の中にもこれまたさまざま

な方がおられるのも確かなことでございまして、私どもの修正の附則で明らかにいたしております

ように、一般永住者の中でも我が国への定着性が

高い方、この方について 特別の歴史的背景を踏まえて、在留管理のあり方について検討を進めておりますけれども、事実上もうそれが決まって

いくべきとの趣旨でこの検討規定を置いたところ

でございます。そして、その検討に当たつては、

本邦における生活の安定に資するという観点から検討をすべきことと規定しております。

提案者いたしましては、常時携帯義務を含めた在留管理制度が方全般につきまして、永住者に

べきだというふうに考えて提案をしたところでござります。

○加藤(公)委員 残りの時間、限られておりますが、わずかな時間ではありますけれども、その分、改正で設けられますけれども、これの期間について、大臣と率直に議論をさせていただきました

冤罪があつてはならないということは、これはもう議論の余地のないところであります。無実の人を長期間にわたつて苦しめるだけではなく、その御家族にも、あるいは周囲の方々、すべての関係者の方々に取り返しのつかない被害をもたらす

わけですから、これは絶対に避けなければいけない。そして一方では、何よりも、真犯人は何ら罪に問われることがなく社会生活を続けてし

まう。極めて深刻な問題であります。こんな社会に反したこととはありませんし、政府の信頼、司法の信頼、あるいは治安の維持、さまざまな観

点から考へても絶対にあつてはならない問題だと私は認識をいたしております。

しかし一方で、現実に発生をしてしまつては、この事実を考えますと、やはり政府として、国と

しかもこのままでは、この検証チームに本件の問題点をしつかりと洗い出してもらいまして、今後同じようなことを繰り返すことのないように切に願つて

てございます。

○加藤(公)委員 大臣のお立場ですから軽々に発言できないといふことは、善意でそう解釈をいたします。

もちろん私も全容をすべて理解しているわけ

じやありません。これから検察の方の検証を待つ

といふことに当然なるわけですが、少なくとも今

の段階で私として思ひますには、これは検察だけ

の問題点といふことではなくて、一連の足利事件全

体で思ひますのは、一つには、警察の捜査段階で

非常に思い込みの強い、決めつけの捜査がなされ

ていたというふうなことを私は感じます。そしてまた、強引な取り調べによつて自白が強要された。そし

てまた、極めて科学的な証拠が非科学的に扱われ

ていた、この問題。そして、実は弁護士の方にも

反省すべき点があるだろう。私は、この四つぐら

いは問題点があるということを今既に認識をして

いるわけであります。



号」「指紋マスター」「静脈マスター」、静脈かと。これは静脈は全然法律にも何になつてない、これはずつとやつているんですね。これをお答えいただけますか、入管局長。どうということですか。

○西川政府参考人 委員御指摘のありましたIBMの提案書、これは、出入国管理業務及びシステムの最適化についての提案であるということで、もちろん今後の内容を十分に精査した上で参考にはさせていただくということでござりますが、業務・システム最適化計画について要点だけ説明しますと、これは平成十五年に始まって……(保坂委員「それはいいんです、その後が大事」と呼ぶ私が申し上げたいのは、IBMは確かにいろいろな提案をされておりますが、その中には、システムの効率化という面でこれから取り入れていかなければならぬ面もございますけれども、私どもとしては、もちろん取り入れていく予定がないものも含まれているということをございます。システムの効率化とあわせて個人情報の問題、これをバランスをとった上で私どもはシステムを構築していくというふうに考えております。

○保坂委員 これは大変な問題ですよ。我々は、外国人の人権ということでこういう入管法を考えますけれども、どうも、国際的なグローバル企業の、これはイギリスがモデルなんですよ。イギリスでは今やはり大きな議論になっているんです。カードを全員国民に持たせるという、そこに指紋から何から、バイオ情報から、みんな入れる。しかし、これは問題だということで、イギリス国内でもかなり議論になつていてるんですね。これを見ると、スマートカードというのは何だということについて答えていないし、実はこれは四年前からあるんですよ、日本人、静脈というの。これは一体何なのと聞いたけれども、ずっと将来はやるんだということでやつてあるんじやないですか、これは。違うんですか。やらないのなら削つたらいいじゃないですか。スマートカードというのは何ですか。

○西川政府参考人 これは、IBMの方にスマートカードについて詳細まで確認しておりませんけれども、日本人のスマートカードというのとはもともと入国管理局に関係ございませんので、当方の方でそのようなものを予定しているとか計画しているというようなことはございません。

○保坂委員 いいですか、入管局長。これはIBMと三月まで二十九回近くやつてあるんですよ、入管局の人と。それで、これはいかぬ、これは削らうと。だって、IBMも法律の専門家じゃないから、それから入管局はコンピューターシステムはわからないから、毎日会議をやつてあるんですよ。だから、法律はこうなつてあるからこうしよう、ああしよう、こうしようと議論しているわけですよ。それを出してきてるわけです。これは幾つかかかっているんですか。結構大変な金額で契約しているんですよ。

○西川政府参考人 おまかせでございません。私はこれは指摘しているんですけど、わかつてない。ここはちゃんと認めなきやだめですよ。

○保坂委員 時間がないので。

○西川政府参考人 何回も同じ答えで恐縮でございますが、日本人的管理等については出入国管理の対象に全くなつておりますんで、そのような予定はございません。

○保坂委員 時間がないので。

○西川政府参考人 何回も同じ答えで恐縮でございますが、日本人的管理等については出入国管理の対象に全くなつておりますんで、そのような予定はございません。

○保坂委員 時間がないので。

○西川政府参考人 何回も同じ答えで恐縮でございますが、日本人的管理等については出入国管理の対象に全くなつておりますんで、そのような予定はございません。

BMの出しているのを見ると、法律外の事項の中に組織情報というのもカードに入ることになつてゐるんですね。この外国人の組織情報というのは何ですか。

○西川政府参考人 IBMの先ほどの提案の中にそのような記載があるということでござりますけれども、申し上げましているところでございまして、今回の法律におきましては、在留カードで記載する事項につきましては、在留カードの券面に記載されている事項ということが決まつておりますので、それ以上の情報を盛り込むという予定はございません。

○保坂委員 これはぜひ検証させていただきたいと思います。法律で出していることがシステムの一部分であつて、これは、では次の法改正でやろう、しかし、次の法改正のときにシステムを組むのでは効率が悪いから今入れておこう、こういうことだとすれば、国会の審議は無意味なものになってしまいます。その点を指摘しておきたいと思います。

○保坂委員 修正の提案者にもう一問。所属機関の届け出義務について、これは届け出義務を努力義務に変更されたということなんですが、これまで、大学とか宗教法人も含めて、公権力からの独立性を担保されていたはずの機関で、やはりここに、努力義務とはいひ、内容は法務省の政令に委任をされているということで、いわば知についても、私ども提出者といたしましては、入管当局において、本修正の意義を十分に踏まえまして、届け出があくまでも努力義務にとどまるものであるのだということでありまして、決して法的な義務づけが行われているというわけではないということについて誤解を招くようないというふうに、これはきちっとしていただきたいと思います。

○保坂委員 次の点について、入管局長に時間がないのですが聞きたいのです。

○西川政府参考人 この間、この法案の審議はかなり長いことストップをしました。このストップをした点は、外の方には余りわからないんですけど、やはり住民基本台帳のシステム、いわゆる地方自治の住民サービスという考え方と、今回の入管法改正における、いわば不法滞在者以外の方にカードを持つてもらうんだということ、そこはどういうふうに組み合わせができるのか、では仮放免をされた方が九十日たてばどうなるのか、そこをめぐつた議論だったと思います。

○細川委員 中長期の在留者の所属機関による受け入れ状況の届け出につきましては、現在も自発的協力がなされるところもあるものと承知をいたしております。

○西川政府参考人 今回の法改正によりまして、これらが法律上の義務とされまして、大学などの受け入れ機関が当局に対する届け出を強制されるということについ

て懸念があつたわけでございます。したがつて、私どもの強い要求によりましてこれが修正をなされたものでございます。すなわち、所属機関の負担を考慮いたしまして、その自發的意思を重視する観点から、原案では義務規定であったものを努力規定というふうに修正したところでござります。

務委員会で私が聞いたところ、佐藤大臣は、住民サービスは変わらないんだというふうに断言するんですね。そうであれば、しかし入管法は変わっているので、実は変わるんじゃないか、カードを持つてない方については住民サービスを受けられない、こういうことにならないか。この点について簡潔に、いかがでしようか。

○西川政府参考人 今の御質問の前に、情報の提供を求める受け入れ機関という中で、報道機関と宗教法人というのが先ほどの発言の中にあったと思うんですが、この両者については届け出の対象にするという予定はございませんので、その点は付言させていただくところでございます。

それから、行政サービスの提供、不法滞在者について行政サービスが提供されるか否かというのは、各サービスの目的によって定められるということで、それぞれの所管の行政庁が定めていると、いうことであります。

今回の法改正によって直ちに今まで受けられた行政サービスが受けられなくなるというのではなくて、法改正後も基本的に変更がないものというふうに承知をしております。

○保坂委員 大臣に伺いますけれども、総務大臣は住民サービスは変わらないと。これまでは、仮に非正規・オーバーステイの住民であっても住民サービスはしてきたわけですね。変わらないと総務大臣は言つておられる。法務大臣においてはどうなのかという点が一点。

時間がないので、大臣、これはほんの一部なんですね。もっといっぽいあるわけですよ。実は、このコンピューター時代、法案作成もこういった

の人が費以外の半分以上がこの電子政府予算でいるので、実は変わらんじやないか、カードを持つてない方については住民サービスを受けられない、ということにならないか。この点について簡潔に、いかがでしようか。

○西川政府参考人 今の御質問の前に、情報の提供を求める受け入れ機関という中で、報道機関と宗教法人というのが先ほどの発言の中にあったと思うんですが、この両者については届け出の対象にするという予定はございませんので、その点は付言させていただくところでございます。

それから、行政サービスの提供、不法滞在者について行政サービスが提供されるか否かというのは、各サービスの目的によって定められるということで、それぞれの所管の行政庁が定めていると、いうことであります。

今回の法改正によって直ちに今まで受けられた行政サービスが受けられなくなるというのではなくて、法改正後も基本的に変更がないものというふうに承知をしております。

○保坂委員 大臣に伺いますけれども、総務大臣は住民サービスは変わらないと。これまでは、仮に非正規・オーバーステイの住民であっても住民サービスはしてきたわけですね。変わらないと総務大臣は言つておられる。法務大臣においてはどう

かす。同時に、費用も膨れ上がりますよ、入管局

の入管局からね。そういう意味で、ガバナンスをしっかりときかすということはぜひ早急にやらなければいけない。

そして、日本人、スマートカード、静脈となる

人という計画があるのかどうかも一応調べていた

だときたい。いかがでしようか。

○森国務大臣 まず最初の御質問でございますけ

れども、今回の法改正によって直ちに今まで受けられた行政サービスが受けられなくなるとい

うものではなく、不法滞在者が受けられる行政

サービスの範囲は、法改正後も基本的に変更がな

いものと理解しております。

今後の後段についてございますが、その検討に

ついて私は詳細を、詳細というか全く承知してお

りませんし、また、民間企業がどんな提案をしよ

うとも、それは民間企業の自由意思であつて、そ

れをどういうふうに採用するかというのは発注側

のそれこそガバナンスでございますから、それに

ついては、直ちにその提案が実現するとは思つて

おりません。

○保坂委員 大臣、ぜひ理解していただきたい

ですが、この出入国管理業務のシステム最適化計

画、これは要するに役所の中の電子政府計画で

やっているんですね。これは発表されて、これの

改定を今回はIBMと一緒にやつておられるんです

よ。

ですから、そういう法務省の方針も、いわゆる

システム的にできるかどうかということの検証も

含めてやっているわけです。お金もうんとかつかつてます。ですから、これはそういう性格のもの

制度設計になつております。贅沢することはできませ

ん。

問題の第一は、中長期在留者に対して在留カードの常時携帯を義務づけ、所属機関の変更届や居住地の変更届など、刑事罰と在留資格取り消しをもつて強制をしているということです。このことは、在日外国人の居住実態、生活実態を考慮しない、法務省による恣意的な在留資格取り消し、在留更新不許可処分につながると言わざるを得ません。

第二に、中長期在留者のあらゆる個人情報が入管局に集中されていくということです。また、取得個人情報の対象事項が法文ではなく省令に委任されているということから、恣意的に拡大する懸念があり、在留カード及び特別永住者証明書の番号をキーとして個人情報の収集、統合、一元化を行ふのではないかという重大な懸念は、審議を経てもぬぐい去ることができませんでした。

第三に、公的部門が良識、責任を持って行うべきシステム構築が、新自由主義のもとで、グローバル資本による、企業による飽くなき利潤追求の

討論に入ります。

○山本委員長 これより原案及び修正案を一括し

て討論に入ります。

○保坂委員 社民党を代表して、入管法、入管条例改正案に対して、原案反対の立場から討論を行います。

この法案の提出理由には、外国人の公正な在留管理、適法に在留する外国人の利便性の向上、外国人研修生の保護の強化という言葉が並んでいますが、実際の内容は、外国人を住民、権利の主体と認めない一方で、外国人の管理、監視をさらに強化しようというものになっています。

我が國が外国籍住民の生活の細部に立ち入つて監視を強化し、外国籍住民の負担をふやし、外国人が犯罪の温床であるかのような偏見、差別を生み出し、さらに、非正規滞在者など一部の外国籍の住民を社会から排除する、極めて重大な問題の多い

犯罪の温床であるかのような偏見、差別を生み出し、さらに、非正規滞在者など一部の外国籍の住民を社会から排除する、極めて重大な問題の多い

対象にされ、一私企業の提案に乗る形で国家による管理、監視強化の法案が作成されるという構図があることです。この問題は、今提示をした日本IBMが法務省に納入している成果物によつても明らかです。

第四に、自治事務の住民基本台帳事務が在留管

理という国の事務に従属させられているということです。住民基本台帳制度を在留管理制度の一環とすることは、住民基本台帳法の目的を逸脱する

ものです。また、難民申請者や非正規滞在者が社

会保障、医療、教育の機会を奪われる懸念もぬぐえません。

近い将来、多くの外国人を日本が迎え入れてい

くことは不可避の方向性であります。そうであれ

ば、外国人と共生を図る基本法のような法律の制

定に向けて、本来であれば議論を始めるべきときだと思います。

以上の理由から、本法案には反対、そしてまた

修正案の提示については、大変な努力と一定の前進があつたということで賛成という立場を申し上げて、私の討論を始めます。

○山本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○山本委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する

等の法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、塩崎恭久君外三名提出の修正案について採決いたしました。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立総員。よつて、本修正案は可

採決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○山本委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、塩崎恭久君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。細川律夫君。

○細川委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一

部を改正する等の法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 永住者のうち特に我が國への定着性の高い者についての在留管理の在り方の検討に当たっては、その歴史的背景をも踏まえ、在留カードの常時携帯義務及びその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留カードの更新等の手続、再入国許可制度等を含め、在留管理全般について広範な検討を行うこと。

二 在留カード及び特別永住者証明書の番号については、これらの番号をマスターキーとして名寄せがなされることにより、外国人のプライバシーが不当に侵害されるという疑念が生じないよう、外国人の個人情報の保護について万全の配慮を行うこと。

三 所属機関の届出に係る努力義務については、的確な在留管理の実現に留意しつつ、その履行が所属機関の過重な負担となることのないよう、また、届出の内容が出入国管理及び難民認定法の目的の範囲から逸脱すること

がなく必要最小限のものとなるよう、その運用には慎重を期すること。

四 法務大臣が一元的かつ継続的に把握することとなる在留外国人に係る情報が、いやしくも出入国の公正な管理を図るという出入国管理制度及び難民認定法の目的以外の目的のために不正に利用又は提供されることがないよう、当該情報の取扱いに当たっては個人の権利利益の保護に十分に配慮すること。

五 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六ヶ月以上行わないで在留していることにより在留資格を取り消すことができる制度については、その弾力的な運用を行うとともに、配偶者からの暴力等により当該活動を行わないことに正当な理由がある場合には、在留資格の取消しの対象とならない旨の周知徹底を図ること。

六 新たに中長期在留者となつた者が、上陸許可の証印等を受けた日から九十日以内に住居地の届出をしないこと及び中長期在留者が、届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に新住居地の届出をしないことにより在留資格を取り消すことができる制度については、その弾力的な運用を行うとともに、正当な理由がある場合には、在留資格の取消しの対象とならない旨の周知徹底を図ること。

七 本法の施行による不法滞在者の潜行を防止する必要性があることから、在留特別許可の許否の判断における透明性を更に向上去させため、公表事案の大幅な追加、ガイドラインの内容の見直し等を行い、不法滞在者を送還する場合の送還先に、拷問及び他の殘虐な非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第三条第一項等に規定する国を含まないことが明確に規定されることとなつたことを踏まえ、退去強制を受ける者をその者の国籍等の属する国等に送還することの可否について、退去強制手続及び難民認定手続において、多方面から慎重な調査を行うこと。

八 外国人研修生・技能実習生の受け入れについては、本法律案が提出された趣旨にかんがみ、専ら低賃金労働力としての活用が横行することや、外国人研修生・技能実習生が劣悪な居住環境・就労環境に置かれることのないよ

う、入国管理官署、労働基準監督機関等の連携の下、人的体制を充実・強化し、法令違反、不正行為等について厳格な取締りを行うこと。

九 外国の送出し機関が外国人研修生・技能実習生から徴収する保証金等については、外国人研修生・技能実習生を不正に拘束する面があることにかんがみ、その徴収を行う外国の送出し機関からの外国人研修生・技能実習生の受入れを認めないことを含め、必要な措置を講ずること。

十 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。

十一 入国者収容所等規査委員会については、専門性にも配慮しつつ幅広く各界各層から委員を選任するとともに、委員会が十全な活動を行えるよう、その活動に係る人的・物的体制を整備し、委員会に対する情報の提供を最大限行う等の特段の配慮を行うこと。

十二 本法により、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問及び他の殘虐な非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第三条第一項等に規定する国を含まないことが明確に規定されることとなつたことを踏まえ、退去強制を受ける者をその者の国籍等の属する国等に送還することの可否について、退去強制手続及び難民認定手続において、多方面から慎重な調査を行うこと。

〔報告書は附録に掲載〕

○山本委員長 次回は、来る二十六日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

採決いたします。  
〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森法務大臣。

○森国務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○山本委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山本委員長 次回は、来る二十六日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案に対する修正案  
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案に対する修正案  
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。  
第一条のうち出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表に次のように加える改正規定のうち技能実習の項の下欄第一号口中「当該団体の」の

下に「責任及び」を加え、同欄第二号口中「団体の」の下に「責任及び」を加える。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法目次の改正規定中「第二十条—第二十二条の四」を「第二十条—第二十二条の五」に改める。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第十九条の二の次に一款を加える改正規定のうち第十九条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第五号の在留カードの番号は、法務省令で定めるところにより、在留カードの交付（再交付を含む。）ことに異なる番号を定めるものとする。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第十九条の二の次に一款を加える改正規定のうち第十九条の七第二項中「第十九条の四第四項」を「第十九条の四第五項」に改める。

第一条のうち出入国管理及び難民認定法第十九条の二の次に一款を加える改正規定のうち第十九条の十三第一項中「第十九条の四第四項」を「第十九条の四第五項」に改め、「毀損したとき」の下に「（以下この項において「毀損等の場合」といいう。）」を加え、同項に後段として次のようになれる。

在留カードの交付を受けた中長期在留者が、毀損等の場合以外の場合であつて在留カードの交換を希望するとき（正当な理由がないと認められるときを除く。）も、同様とする。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第十九条の二の次に一款を加える改正規定のうち第十九条の十三第二項中「第十九条の四第四項」を「第十九条の四第五項」に改める。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第十九条の二の次に一款を加える改正規定のうち第十九条の十七の見出し中「の届出義務」を「による届出」に改め、同条中「届け出なければ」を「届け

出るよう努めなければ」に改める。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第十九条の二の次に一款を加える改正規定中第十九条の十八に次の二項を加える。

3 法務大臣は、在留管理の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えて、第一項に規定する情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の保護に留意しなければならない。

第二条中出入国管理及び難民認定法第四章中第二節を第三節とし、第二十条の前に節名を付する改正規定を次のように改める。

第四章中第二節を第三節とする。

第四章第一節中第二十二条の四の次に次の二項を加える。

（在留資格の取消しの手続における配慮）

第二十二条の五 法務大臣は、前条第一項に規定する外国人について、同項第七号に掲げる事実が判明したことにより在留資格の取消しをしようとする場合には、第二十条第二項の規定による在留資格の変更の申請又は第二十二条第一項の規定による永住許可の申請の機会を与えるよう配慮しなければならない。

第二十条の前に次の節名を付する。

第一節 在留資格の変更及び取消し等

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項に四号を加える改正規定のうち第七号中「三月」を「六月」に改め、「在留していること」の下に「（当該活動を行わないで在留すること）」を加え、第八号中「（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）」を加える。

第二条中出入国管理及び難民認定法第六十七条の改正規定の次に次のように加える。

第六十七条の二中「交付を」の下に「受け、又は第十九条の十三第一項後段の規定による申請に基づき同条第四項において準用する第十九

条の十第二項の規定により在留カードの交付を」を加える。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第七十条第二号の改正規定中「第七十六条第二号」を削り、「第七十六条第一号中「特別永住者を除く。」」を削り、同条第二号に改める。

第二条のうち出入国管理及び難民認定法第七十条第二号の改正規定中「第七十六条第二号」を削り、「第七十六条第一号中「特別永住者を除く。」」を削り、同条第二号に改める。

第三条のうち日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の次に十三条を加える改正規定のうち第八条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の交付（再交付を含む。）ことに異なる番号を定めるものとする。

第三条のうち日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の次に十三条を加える改正規定のうち第十九条第一項中「第三十五条」を「第三十四条」に改め、「規定」の下に「（これに係る罰則を含む。）」を加える。

第三条のうち日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の次に十三条を加える改正規定のうち第十九条第一項中「第三十五条」を「第三十四条」に改める。

第三条のうち日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の次に十三条を加える改正規定のうち第十四条第一項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改め、「毀損したとき」の下に「（以下この項において「毀損等の場合」という。）」を加え、同項に後段として次のようになれる。

特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、毀損等の場合以外の場合であつて特別永住者証明書の交換を希望するとき（正当な理由がないと認められるときを除く。）も、同様とする。

第三条のうち日本との平和条約に基づき日本

の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の次に十三条を加える改正規定のうち第十四条第二項中「第三項まで」の下に「（第

十五条）」を「（第十六条）」に改める。

十四条第二項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改め、「毀損したとき」の下に「（以下この項において「毀損等の場合」という。）」を加え、同項に後段として次のようになれる。

特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者

が、毀損等の場合以外の場合であつて特別永住者証明書の交換を希望するとき（正当な理由がないと認められるときを除く。）も、同様とする。

第三条のうち日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の次に十三条を加える改正規定のうち第十九条第一項中「第三項まで」の下に「（第

十五条）」を「（第十六条）」に改める。

附則第二十一条第一項中「第三項まで」の下に「（第

十五条）」を「（第十六条）」に改める。

(検討)

第六十条 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のもののうち入管法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 法務大臣は、この法律の円滑な施行を図るため、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができきる者以外のものについて、入管法第五十条第一項の許可の運用の透明性を更に向上させる等その出頭を促進するための措置その他の不法滞在者の縮減に向けた措置を講ずることを検討するものとする。

3 法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を検討するものとする。

第六十一条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



平成二十一年六月二十六日印刷

平成二十一年六月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P